

第 1 4 1 1 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例……………5
 甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例…8
 甲府市職員給与条例の一部を改正する条例……………9
 甲府市特別会計条例の一部を改正する条例……………10
 甲府市市税条例等の一部を改正する条例……………11
 甲府市公共施設整備事業等基金条例の一部を改正する条例…………28
 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………29
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………30
 甲府市介護保険条例の一部を改正する条例……………32
 甲府市手数料条例の一部を改正する条例……………36
 甲府市中小企業振興融資条例の一部を改正する条例……………47
 甲府市都市公園条例の一部を改正する条例……………48
 甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例……………49

甲府市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例……………52
 特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例……………53
 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例…54
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………55
 甲府市市税条例等の一部を改正する条例……………56

[規 則]

甲府市消防団員の分限及び懲戒の手續等に関する規則……………67
 甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則……………69
 甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則…70
 甲府市農業委員候補者選考委員会規則……………71
 甲府市農業委員会の委員の選任に関する規則……………73
 甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則……………81
 甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則……………90
 甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規

則	92
甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則	94
甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則	103
甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	105
甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則	106
甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則	109
甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	110
甲府市斎場条例施行規則の一部を改正する規則	111
甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則	112
甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則	114
甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則	116
甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	117
甲府市上九一色定住促進住宅条例施行規則の一部を改正する規則	120
甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	122
甲府市リサイクルプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	124
[規 程]	
甲府市消防団員分限懲戒審査委員会規程	126
甲府市市事案決定規程等の一部を改正する規程	128
[告 示]	
開発行為に関する工事の完了公告	137
固定資産税（土地家屋）督促状公示送達	138
差押調書（謄本）公示送達	139
自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し保管した旨の告示	140

入札告示	141
開発行為に関する工事の完了公告	144
土壤汚染対策法第11条第2項の規定による要届出区域の一部の指定解除の告示	145
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	146
国民健康保険料納入通知書公示送達	147
交付要求通知書公示送達	148
差押調書（謄本）公示送達	149
住民票を職権消除した者の公示	150
交付要求通知書公示送達	151
差押調書（謄本）公示送達（2件）	152
平成28年度補正予算の公表	154
国民健康保険被保険者証無効告示	155
開発行為に関する工事の完了公告	156
差押調書（謄本）公示送達	157
農業振興地域整備計画の変更公告	158
開発行為に関する工事の完了公告	159
配当計算書・充当通知書公示送達	160
開発行為に関する工事の完了公告	161
配当計算書・充当通知書公示送達	162
平成29年度予算の公表	163
平成28年度補正予算の公表	164
差押調書（謄本）公示送達（2件）	165
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	167
介護保険被保険者証無効告示	168
差押調書（謄本）公示送達（2件）	169
介護保険料督促状公示送達	171

介護保険料納入通知書・更正通知書公示送達	172
差押調書（謄本）公示送達	173
景観計画を変更した旨の告示	174
差押調書（謄本）公示送達	175
平成29年度固定資産課税台帳の縦覧告示	176
開発行為に関する工事の完了公告	177
都市計画事業認可図書縦覧告示	178
国民健康保険料督促状公示送達	179
差押調書（謄本）公示送達	180
道路の供用開始告示（2件）	181
都市計画変更の縦覧公告	183
差押調書（謄本）公示送達	184
指定地域密着型サービス事業者の指定公示（2件）	185
自動車臨時運行許可番号標無効告示	187
指定地域密着型サービス事業者の指定公示	188
道路区域の変更告示	189
道路の供用開始告示	190
[市議会]	
甲府市議会会議規則の一部を改正する規則	191
[教育委員会]	
甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則	192
甲府市立甲府商科専門学校管理規則の一部を改正する規則	193
甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則	195
甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	200
甲府市立学校校舎等使用料条例に係る有料運動施設の使用料収納事務の委託告示	201

[選挙管理委員会]	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	202
[公平委員会]	
甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	203
[監査委員]	
監査結果に関する報告の公表	204
[農業委員会]	
甲府市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程	205
甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程	216
甲府市農業委員会3月定例総会招集公告	218
[上下水道局]	
甲府市上下水道局物品供給入札者指名選考委員会規程の一部を改正する規程	219
甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程	220
甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程の一部を改正する規程	222
甲府市上下水道局職員職名規程等の一部を改正する規程	223
甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部を改正する規程	225
甲府市水道事業及び下水道事業の用に供する資産の管理規程の一部を改正する規程	226
甲府市上下水道局労働安全衛生委員会規程の一部を改正する規程	227
甲府市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程	228
下水道工事指定店の指定告示	230
[甲府市災害対策本部]	

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程……………231

[甲府市地震災害警戒本部]

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程……………239

[任免辞令]

市長事務部局……………245

教育委員会……………247

監査委員事務局……………247

上下水道局……………247

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第1号

甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、甲府市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、農業委員会の委員の候補者の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 農業委員会の委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、19人とする。

(甲府市農業委員候補者選考委員会)

第4条 市長の諮問に応じ、農業委員会の委員の候補者の選考について審議するため、甲府市農業委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、委員5人以内で組織する。

3 選考委員会の委員（以下「選考委員」という。）は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 選考委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 選考委員は、再任されることができる。

6 選考委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、

規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(甲府市農業委員会の選挙による委員の定数条例及び甲府市農業委員会委員の選挙区の設定及び選挙区ごとの委員定数に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲府市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和32年7月条例第24号）

(2) 甲府市農業委員会委員の選挙区の設定及び選挙区ごとの委員定数に関する条例（昭和32年7月条例第25号）

(経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定により、なお従前の例により在任するものとされる農業委員会の委員が在任する間の農業委員会の選挙による委員の定数、選挙による委員を選挙すべき選挙区及び各選挙区ごとに選挙すべき委員の定数並びに農業委員会の委員の報酬は、なお従前の例による。この場合においては、第2条及び第3条並びに次項の規定による改正後の特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例別表の4の項の規定は、適用しない。

(特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の4の項を次のように改める。

4	農業委員会	会長	基本給 月額91,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
		委員	基本給 月額37,000円 能率給 予算の範囲内で市長が定める額
		農地利用最適	基本給 月額37,000円

		化推進委員	能率給 予算の範囲内で市長 が定める額
--	--	-------	------------------------

別表の29の2の項の次に次の1項を加える。

29の3	農業委員候補者選 考委員会	委員長	日額 8,900円
		委員	日額 8,200円

甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 27 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 2 号

甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

甲府市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成 28 年 3 月条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第 6 条の 2 法第 26 条の 6 第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第 4 条第 1 号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他これに準ずると認められる事情とする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第3号

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第5級別基準職務表行政職給料表級別基準職務表6級の項を次のように改める。

6 級	1 課長及び担当課長の職務
	2 主幹の職務

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 27 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 4 号

甲府市特別会計条例の一部を改正する条例

甲府市特別会計条例（昭和 39 年 4 月条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号から第 13 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正前の甲府市特別会計条例の規定に基づく土地区画整理事業用地先行取得事業特別会計に係る平成 28 年度の予算については、なお従前の例による。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第5号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

第11条及び第12条を次のように改める。

第11条及び第12条 削除

第17条中「第15条」の次に「、第32条第2項」を、「第34条の11第2項」の次に「、第52条の2第2項」を加える。

第21条を次のように改める。

(市民税の納税管理人)

第21条 市民税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所、事業所又は寮等を有しない場合においては、市内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者(個人にあっては、独立の生計を営むものに限る。)のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る市民税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

第22条から第23条までを次のように改める。

(市民税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第22条 前条第2項の認定を受けていない市民税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第23条 削除

第29条の5の次に次の1条を加える。

(市民税に係る不申告に関する過料)

第29条の6 市民税の納税義務者が第29条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第7項若しくは第8項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第33条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第34条の9を次のように改める。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第34条の9 分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科

する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第45条の3の次に次の2条を加える。

(固定資産税の納税管理人)

第45条の4 固定資産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(固定資産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第45条の5 前条第2項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限

は、その発付の日から10日以内とする。

第52条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第52条の次に次の1条を加える。

（申請又は申告をしなかったことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収）

第52条の2 不動産登記法（平成16年法律第123号）第36条、第37条第1項若しくは第2項、第42条、第47条第1項、第51条第1項（共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。）、第2項若しくは第3項若しくは第57条の規定によって登記所に登記の申請をする義務がある者又は法第383条の規定によって市長に申告する義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかったこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより法第417条第1項の規定によって当該固定資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合及び法第417条第2項及び法第743条第2項の規定によって通知を受けた場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があった日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴する。

2 前項の場合においては、不足税額をその決定があった日までの納期の数で除して得た額に、納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。

第54条の3の次に次の1条を加える。

（固定資産に係る不申告に関する過料）

第54条の4 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第54条の2又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第66条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第66条の2 軽自動車等の所有者等又は第62条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第67条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改める。

第67条の2を次のように改める。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第67条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるもの(1台に限る。)に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体障害者等(身体障害を有し、歩行が困難な者で規則で定めるもの又は日常生活を営むのに著しい支障がある者で規則で定めるもの(以下「身体障害者」という。))及び重度の知的障害又は精神障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者で規則で定めるものをいう。以下同じ。)が所有する軽自動車等で、次に掲げるもの

ア 当該身体障害者が自ら運転するもの

イ 専ら当該身体障害者等のために当該身体障害者等と住居及び生計を一にする者が運転するもの

ウ 専ら当該身体障害者等(身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。)のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

(2) 身体障害者等と住居及び生計を一にする者が所有する軽自動車等で、次に掲げるもの

ア 専ら当該身体障害者等のために当該身体障害者等と住居及び生計を一にする者が運転するもの

イ 専ら当該身体障害者等（身体障害者等及び未成年者又は70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの

2 市長は、構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免することができる。

第67条の2の次に次の1条を加える。

（身体障害者等に対する軽自動車税の減免の申請）

第67条の3 前条第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と住居及び生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び未成年者若しくは70歳以上の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下この項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と住居及び生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

- (2) 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
 - (3) 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
 - (4) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
 - (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件
 - (6) 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的
- 2 前条第2項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、第67条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

3 第67条第3項の規定は、前条の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

第74条の4の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第74条の4の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第74条の2第1項又は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第90条を次のように改める。

（鉦産税に係る不申告に関する過料）

第90条 鉦産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限

は、その発付の日から10日以内とする。

第90条の次に次の2条を加える。

(鉦産税の納税管理人)

第90条の2 鉦産税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る鉦産税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(鉦産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第90条の3 前条第2項の認定を受けていない鉦産税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第91条中「第533条第4項、第536条第4項又は第537条第4項の規定による通知書」を「第534条、第536条又は第537条の規定に基づく納

付の告知」に、「、又は」を「又は」に改める。

第154条の2の次に次の2条を加える。

(特別土地保有税の納税管理人)

第154条の3 特別土地保有税の納税義務者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、市内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める必要が生じた日から10日以内に納税管理人申告書を市長に提出し、又は市外に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営むものに限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を市長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また、同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日を経過した日とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る特別土地保有税の徴収の確保に支障がないことについて市長に申請書を提出してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。この場合において、当該申請書に記載した事項に異動を生じたときは、その異動を生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第154条の4 前条第2項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第1項の承認を受けていないものが同項の規定によって申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第160条の2第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同条を第160条の3とし、第160条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第160条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

第161条の7中「から第154条まで及び第155条」を「及び第154条の2」に改める。

第167条中「第701条の9第4項、第701条の12第4項又は第701条の13第4項の規定による通知書」を「第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知」に改める。

附則第12条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第64条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第64条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第64条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第64条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第19条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第26条の7第1項中「第15条」の次に「、第32条第2項」を、「第34条の11第2項」の次に「、第52条の2第2項」を加える。

第2条 甲府市市税条例の一部を次のように改正する。

第10条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第15条中「）、第34条の6、第49条」の次に「、第62条の7第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第74条の2第1項」を「第62条の7第1項の申告書、第74条の2第1項」に改める。

第62条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別

割によって課する。

- 2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第62条第3項中「第443条第1項の規定によって軽自動車税」を「第445条第1項の規定により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第62条の2を次のように改める。

(軽自動車税のみならず課税)

第62条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第62条の2の次に次の7条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第62条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供する救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第62条の4 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第62条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第62条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第62条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第62条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第62条の9 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第67条の2に規定する軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第63条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第64条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,000円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第65条(見出しを含む。)及び第65条の3(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第66条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を

「第 3 3 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「第 3 3 号の 4 様式」を「第 3 3 号の 4 の 2 様式」に改め、同条第 4 項中「第 6 2 条第 2 項」を「第 6 2 条の 2 第 1 項」に改める。

第 6 6 条の 2 の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「第 6 2 条第 2 項」を「第 6 2 条の 2 第 1 項」に改める。

第 6 7 条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「に対して課する軽自動車税」を「のうち必要と認めるものに対しては、種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 6 7 条の 2 の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第 1 項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第 2 項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削る。

第 6 7 条の 3（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 6 8 条第 2 項中「第 4 4 3 条」を「第 4 4 5 条」に、「第 6 2 条の 2」を「第 6 2 条の 3」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「市内に当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場を有するに至った」を「その主たる定置場が、市内に所在することとなった」に、「取付ける」を「取り付ける」に改め、同条第 7 項中「市内に当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場を有しなくなった」を「当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなった」に、「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第 1 1 条の次に次の 5 条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第 1 1 条の 2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第 1 章第 2 節の規定にかかわらず、山梨県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第 1 1 条の 3 市長は、当分の間、第 6 2 条の 9 の規定にかかわらず、山梨県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める 3 輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第11条の4 第62条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「山梨県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第11条の5 市は、山梨県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として山梨県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第11条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第62条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第62条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第12条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア（イ）	3,900円	4,600円
第2号ア（ウ） a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア（ウ） b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第12条第2項から第4項までを削る。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年6月条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第64条及び新条例」を「甲府市市税条例第64条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第64条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第64条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第64条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第12条第1項	第64条	甲府市市税条例等の一部を改正する条例(平成26年6月条例第19号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第64条
附則第12条第1項の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第64条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第12条第1項の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第64条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第12条第1項の表第2号ア(ウ)bの項	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第64条第2号ア(ウ)b

	3, 800円	3, 000円
	5, 000円	4, 000円

(甲府市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 甲府市市税条例の一部を改正する条例(平成27年6月条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第15条第3号の項中「第74条の2第1項」を「第62条の7第1項の申告書、第74条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中甲府市市税条例附則第19条の3の2の改正規定 公布の日
- (2) 第2条、第3条及び第4条並びに次条の規定 平成31年10月1日

(軽自動車税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の甲府市市税条例(以下「31年新条例」という。)の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

甲府市公共施設整備事業等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 27 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 6 号

甲府市公共施設整備事業等基金条例の一部を改正する条例

甲府市公共施設整備事業等基金条例（平成 17 年 12 月条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 2 国庫補助を受けて整備した学校施設の財産処分手続に伴う基金への積立額については、これを市立の学校の施設整備に要する経費にのみ充てるものとする。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第7号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年10月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の20の項中「16,000円」を「17,000円」に、「15,000円」を「16,000円」に、「14,000円」を「15,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第8号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第13条の2第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第13条の2第1項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第

35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第21条第2項中「納期限前7日」を「普通徴収の納期限」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条第2項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第9号

甲府市介護保険条例の一部を改正する条例

甲府市介護保険条例（平成12年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項中「で普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日」を「にあっては普通徴収の納期限」に改める。

附則に次の2項を加える。

（平成29年度における保険料率の特例）

14 平成29年度における保険料率は、第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 3万5,230円
- (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 4万9,320円
- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 5万2,850円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 6万3,420円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 7万4,700円
- (6) 次のいずれかに該当する者 8万4,560円

ア 合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。

以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この項において同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第2条に規定する保護をいう。以下この項において同じ。)を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 8万8,080円

ア 合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 9万1,610円

ア 合計所得金額が200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 10万5,700円

ア 合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。)

- (10) 次のいずれかに該当する者 12万3,320円
- ア 合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (11) 次のいずれかに該当する者 14万940円
- ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第13号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 14万7,980円
- ア 合計所得金額が800万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 15万5,030円
- ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令附則第20条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
- (14) 前各号のいずれにも該当しない者 16万2,080円
- 15 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万1,710円とす

る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第10号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例

甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第41号ア中「適合証」を「適合証等」に改め、同号ア（ウ）c中「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準」の次に「（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）（以下この号において「誘導基準」という。）」を加え、同号イ中「適合証」を「適合証等」に改め、同号イ（ウ）c及びdを次のように改める。

- c 非住宅の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - (a) 誘導基準に適合することを確認する方法として、別に市長が定める簡易な評価方法（以下この号において「モデル建物法」という。）を用いる場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
 - i 300平方メートル以内のもの 83,000円
 - ii 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 140,000円
 - iii 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 227,000円
 - iv 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 296,000円
 - v 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの 356,000円
 - vi 25,000平方メートルを超えるもの 418,000円

- (b) (a)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- i 300平方メートル未満のもの（誘導基準のうち住宅に係る外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準に適合する措置が講じられる場合に限る。） 121,000円
 - ii 300平方メートル以内のもの（iに掲げる場合を除く。）
209,000円
 - iii 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの
338,000円
 - iv 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
483,000円
 - v 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
595,000円
 - vi 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のもの
704,000円
 - vii 25,000平方メートルを超えるもの 803,000円
- d 工場等の部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (a) 誘導基準に適合することを確認する方法としてモデル建物法を用いる場合 c(a)に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ定める手数料の金額と同一の金額
 - (b) (a)に掲げる場合以外の場合 bに掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ定める手数料の金額と同一の金額

別表第42号中「適合証」を「適合証等」に改める。

別表第45号イ（ア）a中「第1条第1項第2号ロ(1)」を「第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)」に、「32,000円」を「16,000円」に、「36,000円」を「17,000円」に改め、同号イ（ア）b中「適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(2)に掲げる基準である」を「aに掲げる場合以外のに」、「16,000円」を「32,000円」に、「17,000円」を「36,000円」に改め、同号イ（イ）a中「第1条第1項第2号ロ(1)」を「第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ

(2)に、「65,000円」を「31,000円」に、「109,000円」を「54,000円」に、「186,000円」を「98,000円」に、「267,000円」を「148,000円」に改め、同号イ(イ) b中「適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号ロ(2)に掲げる基準である」を「aに掲げる場合以外の」に、「31,000円」を「65,000円」に、「54,000円」を「109,000円」に、「98,000円」を「186,000円」に、「148,000円」を「267,000円」に、同号イ(ウ) a中「第1条第1項第1号イ」を「第1条第1項第1号ロ」に、「216,000円」を「82,000円」に、「350,000円」を「138,000円」に、「500,000円」を「224,000円」に、「616,000円」を「293,000円」に、「728,000円」を「353,000円」に、「831,000円」を「414,000円」に改め、同号イ(ウ) b中「適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準である」を「aに掲げる場合以外の」に、「82,000円」を「216,000円」に、「138,000円」を「350,000円」に、「224,000円」を「500,000円」に、「293,000円」を「616,000円」に、「353,000円」を「728,000円」に、「414,000円」を「831,000円」に改め、同号を同表第49号とする。

別表第44号中「第43号ア(ア)」を「第47号ア(ア)」に、「第43号ア(イ)」を「第47号ア(イ)」に、「第43号ア(ウ)」を「第47号ア(ウ)」に、「第43号ア(エ) a」を「第47号ア(エ) a」に、「第43号ア(エ) b」を「第47号ア(エ) b」に、「第43号イ(ア)」を「第47号イ(ア)」に、「第43号イ(イ)」を「第47号イ(イ)」に、「第43号イ(ウ)」を「第47号イ(ウ)」に、「第43号イ(エ) a」を「第47号イ(エ) a」に、「第43号イ(エ) b」を「第47号イ(エ) b」に改め、同号を同表第48号とする。

別表第43号中「(平成27年法律第53号)」を削り、同号イ(ウ)中「掲げる区分」を「掲げる場合の区分」に改め、同号イ(ウ) a中「(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第8条第1号ロ(1)」を「第10条第1号イ(2)及び同

号ロ(2)」に、「216,000円」を「82,000円」に、「350,000円」を「138,000円」に、「500,000円」を「224,000円」に、「616,000円」を「293,000円」に、「728,000円」を「353,000円」に、「831,000円」を「414,000円」に改め、同号イ(ウ) b中「適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号ロ(2)に掲げる基準である」を「aに掲げる場合以外」に、「82,000円」を「216,000円」に、「138,000円」を「350,000円」に、「224,000円」を「500,000円」に、「293,000円」を「616,000円」に、「353,000円」を「728,000円」に、「414,000円」を「831,000円」に改め、同号を同表第47号とし、同表第42号の次に次のように加える。

<p>(43) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この号から第46号までにおいて「非住宅部分」という。)の用途が工場、倉庫その他これらに類するものとして別に市長が指定するもの(以下この号から第46号までにおいて「工場等」という。)である建築物に係る申請をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル以上2,000</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平方メートル未満のもの
36,000円

b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
91,000円

c 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
137,000円

d 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
171,000円

e 25,000平方メートル以上のもの
212,000円

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 次
に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

a 300平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの
41,000円

b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
97,000円

c 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
144,000円

d 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
178,000円

e 25,000平方メートル以上のもの
221,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる
場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金
額

(ア) 適合させようとする基準が建築物エ
ネルギー消費性能基準等を定める省令第
1条第1項第1号ロに掲げる基準である
場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル以上2,000
平方メートル未満のもの
140,000円

b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
227,000円

c 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
296,000円

d 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
356,000円

e 25,000平方メートル以上のも
の 418,000円

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 次に
掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

a 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
353,000円

b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの

	<p>505,000円</p> <p>c 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 622,000円</p> <p>d 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 735,000円</p> <p>e 25,000平方メートル以上のもの 838,000円</p>
<p>(44) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 非住宅部分の用途が工場等である建築物に係る申請をする場合 前号アに掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 前号イに掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額</p>
<p>(45) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査</p>	<p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 建築物の用途が工場等である建築物に係る通知をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</p>

36,000円

b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
91,000円

c 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
137,000円

d 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
171,000円

e 25,000平方メートル以上のもの
212,000円

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル以上
2,000平方メートル未満のもの
41,000円

b 2,000平方メートル以上
5,000平方メートル未満のもの
97,000円

c 5,000平方メートル以上
10,000平方メートル未満のもの
144,000円

d 10,000平方メートル以上
25,000平方メートル未満のもの
178,000円

e 25,000平方メートル以上のもの
221,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる

場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準である場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
140,000円

b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
227,000円

c 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
296,000円

d 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの
356,000円

e 25,000平方メートル以上のもの
418,000円

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
353,000円

b 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの
505,000円

	<p>c 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの 622,000円</p> <p>d 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 735,000円</p> <p>e 25,000平方メートル以上のもの 838,000円</p>
(46) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の通知に対する審査	<p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 非住宅部分の用途が工場等である建築物に係る通知をする場合 前号アに掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 前号イに掲げる区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額</p>

別表に次のように加える。

(50) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査	<p>1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 非住宅部分の用途が工場等である建築物に係る申請をする場合 第43号アに定める区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 第</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

43号イに定める区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第7条第2項において準用する同施行規則第3条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 非住宅部分の用途が工場等である建築物に係る申請をする場合 第45号アに定める区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額

(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 第45号イに定める区分に応じ、それぞれ定める金額の2分の1に相当する金額

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市中小企業振興融資条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第11号

甲府市中小企業振興融資条例の一部を改正する条例

甲府市中小企業振興融資条例（昭和55年3月条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 創業支援資金

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第12号

甲府市都市公園条例の一部を改正する条例

甲府市都市公園条例（昭和32年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「の30分」を「の1時間」に、「30分を」を「1時間を」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に駐車場の利用を開始した者に係る利用料金については、なお従前の例による。

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第13号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年6月条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第27条」を「第25条」に、「第28条～第30条」を「第26条～第28条」に、「第31条～第33条」を「第29条・第30条」に、「第34条～第37条」を「第31条～第34条」に、「第38条・第39条」を「第35条・第36条」に改める。

第11条中「本市の廃棄物処理施設での」を削る。

第15条第5項を削る。

第22条を削り、第23条を第22条とする。

第24条を削り、第25条を第23条とし、第26条を第24条とし、第27条を第25条とする。

第5章中第28条を第26条とし、第29条を第27条とし、第30条を第28条とする。

第31条中「別表第1の2」を「別表第2」に改め、第6章中同条を第29条とする。

第32条を削り、第33条を第30条とする。

第7章中第34条を第31条とし、第35条から第37条までを3条ずつ繰り上げる。

第8章中第38条を第35条とし、第39条を第36条とする。

別表第1中「第31条関係」を「第29条関係」に、

「

2 犬、ねこ等の死体	(1) 市が収集し、運搬し、及び処分した場合	1体につき 1,190円
	(2) 市の施設で処分した場合	1体につき 700円
3 事業系一般廃棄物（次表に規定するものを除く。）	市の施設で処分した場合	10キログラムにつき 158円
4 家庭系廃棄物（次表に規定するものを除く。）	(1) 普通世帯から一時に排出された多量のごみを市が収集し、運搬し、及び処分した場合	10キログラムにつき 50円60銭
	(2) 普通世帯から一時に排出された多量のごみを市の施設で処分した場合	10キログラムにつき 17円
5 浄化槽汚泥	普通世帯以外から排出された汚泥を市の施設で処分した場合	10リットルまでごとに 10円
備考 3の項及び4の項の手数料を算定するについては、5キログラム未満の端数はこれを切り捨て、5キログラム以上10キログラム未満の端数はこれを10キログラムとして計算する。		

」

を

「

2 犬、ねこ等の死体	市が収集し、運搬し、及び処分した場合	1体につき 1,190円
3 浄化槽汚泥	普通世帯以外から排出された汚泥を市の施設で処分し	10リットルまでごとに 10円

	た場合	
--	-----	--

に改める。

別表第1の2を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第29条関係）

種別	取扱区分	手数料(1台につき)
特定家庭用機器廃棄物	市長が必要と認めて戸別収集した場合	ユニット形エアコンディショナー 3,000円 テレビジョン受信機 1,900円 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫 3,300円 電気洗濯機及び衣類乾燥機 2,200円
備考		
<p>1 この表において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「再商品化法」という。）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物をいう。</p> <p>2 この表において、手数料は、特定家庭用機器廃棄物を戸別に収集して指定引取場所（再商品化法第17条に規定する指定引取場所をいう。）まで運搬する費用とする。</p>		

別表第3中「第33条関係」を「第30条関係」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第14号

甲府市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

甲府市リサイクルプラザ条例の一部を改正する条例（平成28年9月条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定中「笛吹市石和町」を「笛吹市」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口雄一

甲府市条例第15号

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で常勤のものゝの給与に関する条例（昭和51年12月条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第13項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 27 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 16 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年 3 月条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「平成 29 年 3 月 31 日」を「平成 30 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第17号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市条例第 18 号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第 1 条 甲府市市税条例(昭和 25 年 8 月条例第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条の 2 第 4 項中「第 29 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定配当等申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第 29 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 29 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 29 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

第 26 条の 2 第 6 項中「第 29 条の 2 第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において)」を「特定株式等譲渡所得金額申告書(」に、「もの及びその時まで提出された第 29 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第29条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第27条の8第1項中「第26条の2第4項の申告書」を「第26条の2第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第32条の10第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第32条の11第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」

を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第36条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に、「前7項」を「前各項」に改める。

第45条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第45条の3の見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「^{あん}按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「^{あん}按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第54条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第54条の3において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「^{あん}按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「^{あん}按分」に改める。

第54条の3第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条を次のように改める。

（読替規定）

第5条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第36条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第5条の2第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第11項を削り、同条第12項を同条第11項とする。

附則第5条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に法施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「施行規則附則第7条第11項」を「法施行規則附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に法施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第12条第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31

年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第64条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第12条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第12条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第65条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国

土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第66条及び第66条の2の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第15条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第12条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第15条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附則第21条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第26条の2第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第26条の2第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第26条の2第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第26条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第26条の5第4項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで」に提出された第29条の3第1項に規

定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第29条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第26条の6第4項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第29条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第29条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第26条の6第6項中「第29条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

（甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年3月条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中甲府市市税条例附則第12条第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第12条の2を次のように改める。

第12条の2 削除

第3条を次のように改める。

（甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年6月条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の表新条例附則第12条第1項の表第64条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第64条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

附則第1条第2号中「、第3条」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第32条の10第3項及び第5項並びに第32条の11第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第32条の10第3項又は第32条の11第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条第8項及び附則第5条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。次項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この項において「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（次項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第45条の3第2項及び第54条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを甲府市市税条例第65条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えること

ができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（甲府市市税条例第 6 6 条及び第 6 6 条の 2 の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

規則

甲府市消防団員の分限及び懲戒の手續等に関する規則をここに公布する。

平成29年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第1号

甲府市消防団員の分限及び懲戒の手續等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年7月条例第27号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、本市の非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の分限及び懲戒に関する処分の手續等について定めるものとする。

(分限の手續)

第2条 任命権者は、条例第5条第1項第2号の規定に基づき、団員を降任し、又は免職しようとする場合は、医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

2 団員の意に反する降任又は免職の処分は、その旨を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

(懲戒の手續)

第3条 戒告、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該団員に交付して行わなければならない。

(停職の効果)

第4条 停職者は、その職を保有するが、職務に従事することができない。

2 停職者は、停職の期間中、いかなる報酬等も支給されない。

(消防団員分限懲戒審査委員会)

第5条 団員（消防団長を除く。）の分限及び懲戒に関する事項について審査するため、甲府市消防団員分限懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、消防団長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 条例第5条の規定に基づく分限処分に関する事。
 - (2) 条例第6条の規定に基づく懲戒処分に関する事。
 - (3) その他消防団長が必要と認める事項
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第2号

甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部を改正する規則

甲府市臨時的任用職員に関する規則（昭和36年6月規則第20号）の一部を次のように改正する。

第8条中「及び特別休暇」を「、特別休暇、選挙権等行使休暇、産前産後休暇、妊娠中又は出産後の職員の通院休暇、骨髄等提供休暇、育児休暇、子の看護休暇及び短期の介護休暇」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 3 号

甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

甲府市悠遊館条例の一部を改正する条例（平成 28 年 9 月条例第 40 号）の施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日とする。

甲府市農業委員候補者選考委員会規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第4号

甲府市農業委員候補者選考委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成29年3月条例第1号）第4条第7項の規定に基づき、甲府市農業委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、選考委員会の会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 選考委員会の会議は非公開とする。

(庶務)

第4条 選考委員会の庶務は、産業部において行う。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選考委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市農業委員会の委員の選任に関する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第5号

甲府市農業委員会の委員の選任に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき任命する農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の選任の手続き等に関し、法及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推薦の求め、募集の期間等)

第2条 法第9条第1項の規定による推薦の求め及び募集の期間は、おおむね1月とし、推薦の求め及び募集に関しては、甲府市広報及び甲府市ホームページへの掲載等により適切に周知するものとする。

(推薦及び募集への応募)

第3条 法第9条第1項の規定による農業委員の候補者の推薦をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより推薦を行うものとする。

- (1) 個人による推薦 農業者等3名以上の連名により、その代表者が、甲府市農業委員推薦書（個人推薦書）（第1号様式）に推薦を受ける者の本籍及び筆頭者の記載がある住民票を添えて、市長に提出する。
- (2) 法人又は団体による推薦 農業者の組織する団体その他の関係団体の代表者が、甲府市農業委員推薦書（団体推薦書）（第2号様式）に推薦を受ける者の本籍及び筆頭者の記載がある住民票を添えて、市長に提出する。

2 法第9条第1項の規定による農業委員になろうとする者の募集に応募しようとする

する者は、甲府市農業委員応募書（第3号様式）に本籍及び筆頭者の記載がある住民票を添えて、市長に提出するものとする。

（情報の公表）

第4条 法第9条第2項に規定する情報は、募集期間の中間及び期間終了後、甲府市ホームページに掲載して遅滞なく公表するものとする。

（候補者の選考）

第5条 市長は、第3条の規定による推薦及び募集の結果に基づき、甲府市農業委員会の委員の定数等に関する条例（平成29年3月条例第1号）第4条に規定する甲府市農業委員候補者選考委員会に諮問するものとする。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

（表）

甲府市農業委員推薦書（個人推薦書）

1 被推薦者（推薦を受ける者）

ふりがな			生年月日	大正・昭和・平成	
氏名			性別	男・女	職業
住所	〒				
電話番号	自宅：		携帯電話：		
経歴・職歴	年 月 日～	年 月 日			
	年 月 日～	年 月 日			
	年 月 日～	年 月 日			
	年 月 日～	年 月 日			
	年 月 日～	年 月 日			
	年 月 日～	年 月 日			
農業経営の状況	形態	専業・兼業・非農家		営農年数	年
	営農類型 (□にレ点、主要な作物を記入してください)	<input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 花卉 <input type="checkbox"/> 酪農 <input type="checkbox"/> その他 主要な作物()			
	経営耕地面積	アール(うち市内の経営耕地面積 アール)			
認定農業者	<input type="checkbox"/> 認定農業者 (□個人・□法人[法人名]) <input type="checkbox"/> 認定申請中 (□個人・□法人[法人名])				
資格・役員等で経験のあるもの	<input type="checkbox"/> 元 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 指導農業士・青年農業士 <input type="checkbox"/> 農業普及指導員 <input type="checkbox"/> 農業委員・農地銀行推進員 <input type="checkbox"/> 集落営農組織の役員 <input type="checkbox"/> その他 ()				
推薦に応じた理由及び抱負等 (400字以内)					

(裏)

2 推薦者(推薦する者)

ふりがな			生年月日	大正・昭和・平成		
氏名				年	月	日生(年齢 歳)
住所	〒		性別	男・女	職業	
電話番号	自宅:		携帯電話:			
前記1の者について 推薦する理由 (400字以内)						
前記1の者について、甲府市農地利用最適化推進委員に推薦するか否かの別			推薦する ・ 推薦しない			
<p>甲府市長 様</p> <p>私は、前記1の者を甲府市農業委員会委員として推薦します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>						

※その他の推薦者(2名以上)

ふりがな		職業		性別	男・女	歳
氏名	印	住所				
ふりがな		職業		性別	男・女	歳
氏名	印	住所				
ふりがな		職業		性別	男・女	歳
氏名	印	住所				
ふりがな		職業		性別	男・女	歳
氏名	印	住所				

3 被推薦者(推薦を受ける者)の同意

<p>甲府市長 様</p> <p>私は、募集案内の内容を確認のうえ、甲府市農業委員会委員の推薦を受けることに同意します。また、甲府市が本推薦書に記入された内容並びに資格の有無について確認を行うため、必要に応じて関係機関が所有する私の個人情報について照会することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>

添付書類: 被推薦者の住民票(発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの)

第2号様式（第3条関係）

（表）

甲府市農業委員推薦書（団体推薦書）

1 被推薦者（推薦を受ける者）

ふりがな			生年月日	大正・昭和・平成	
氏名			性別	男・女	職業
住所	〒				
電話番号	自宅：		携帯電話：		
経歴・職歴	年 月 日～	年 月 日			
	年 月 日～	年 月 日			
	年 月 日～	年 月 日			
	年 月 日～	年 月 日			
	年 月 日～	年 月 日			
	年 月 日～	年 月 日			
	年 月 日～	年 月 日			
農業経営の状況	形態	専業・兼業・非農家		営農年数	年
	営農類型 (□にシ点、主要な作物を記入してください)	<input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 花卉 <input type="checkbox"/> 酪農 <input type="checkbox"/> その他 主要な作物()			
	経営耕地面積	アール(うち市内の経営耕地面積 アール)			
認定農業者	<input type="checkbox"/> 認定農業者 (□個人・□法人[法人名]) <input type="checkbox"/> 認定申請中 (□個人・□法人[法人名])				
資格・役員等で経験のあるもの	<input type="checkbox"/> 元 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 指導農業士・青年農業士 <input type="checkbox"/> 農業普及指導員 <input type="checkbox"/> 農業委員・農地銀行推進員 <input type="checkbox"/> 集落営農組織の役員 <input type="checkbox"/> その他 ()				
推薦に応じた理由及び抱負等 (400字以内)					

(裏)

2 推薦者(推薦する者)

ふりがな	
組織の名称	
ふりがな	
代表者 または 管理人	
所在地	〒
電話番号	
活動の 主たる 目的	
構成員の人数	
構成員の資格	
前記1の者について 推薦する理由 (400字以内)	
前記1の者について、甲府市農地利用最適化推進 委員に推薦するか否かの別	推薦する ・ 推薦しない
<p>甲府市長 様</p> <p>前記1の者を甲府市農業委員会委員として推薦します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>組織の名称</p> <p>代表者氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>	

3 被推薦者(推薦を受ける者)の同意

<p>甲府市長 様</p> <p>私は、募集案内の内容を確認のうえ、甲府市農業委員会委員の推薦を受けることに同意します。また、甲府市が本推薦書に記入された内容並びに資格の有無について確認を行うため、必要に応じて関係機関が所有する私の個人情報について照会することに同意します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p>

添付書類:被推薦者の住民票(発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの)

甲府市農業委員応募書

ふりがな			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生(年齢 歳)	
氏名			性別	男・女	職業
住所	〒				
電話番号	自宅:		携帯電話:		
経歴・職歴	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
	年 月 日～		年 月 日		
農業経営の状況	形態	専業・兼業・非農家		営農年数	年
	営農類型 (□にレ点、主要な作物を記入してください)	<input type="checkbox"/> 水稲 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 花卉 <input type="checkbox"/> 酪農 <input type="checkbox"/> その他 主要な作物()			
	経営耕地面積	アール(うち市内の経営耕地面積		アール)	
認定農業者	<input type="checkbox"/> 認定農業者 (□個人・□法人[法人名])) <input type="checkbox"/> 認定申請中 (□個人・□法人[法人名]))				
資格・役員等で経験のあるもの	<input type="checkbox"/> 元 認定農業者 <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 指導農業士・青年農業士 <input type="checkbox"/> 農業普及指導員 <input type="checkbox"/> 農業委員・農地銀行推進員 <input type="checkbox"/> 集落営農組織の役員 <input type="checkbox"/> その他 ()				

(裏)

応募理由 及び 抱負等 (400字以内)	
甲府市農地利用最適化推進委員に応募するか かの別	応募する ・ 応募しない
<p>甲府市長 様</p> <p>私は、募集案内の内容を確認のうえ、上記のとおり甲府市農業委員会委員に応募します。 また、甲府市が本申込書に記入された内容及び資格の有無について確認を行うため、必要に応じて関係機関が所有する私の個人情報について照会することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>	

添付書類: 住民票(発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの)

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第6号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第1条 甲府市事務分掌規則(平成8年3月規則第10号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表以外の部分中「及び長寿支援室」を「、長寿支援室地域包括支援課及び」に改め、同項の表市長直轄組織、危機管理室、防災課の項中「防災課」を「防災企画課」に改め、同項の次に次のように加える。

防災指導課	指導係
-------	-----

第3条第1項の表総務部、人事管理室、人事課の項中「人事係」の次に「、服務係」を加え、同表総務部、契約管財室、管財課の項を次のように改める。

財産活用課	財産活用係
管財課	庁舎係、車両係

第3条第1項の表企画部、企画総室、開府500年事業計画課の項を削り、同表企画部、企画財政室、資産活用課の項を削り、同表企画部の項に次のように加える。

記念事業室	開府500年 企画課	企画係
	開府500年 事業課	事業係

第3条第1項の表福祉保健部(福祉事務所)、福祉保健総室、総務課の項中「、保健所設置係」を削り、同項の次に次のように加える。

保健所設置課	保健所設置係
--------	--------

第3条第1項の表福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、高齢者福祉課の項中「、地域包括支援係」を削り、同項の次に次のように加える。

地域包括支援課	地域包括支援係
---------	---------

第3条第1項の表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、子ども支援課の項中「子育て助成係」を「子育て支援係」に改め、同表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、母子保健課の項中「保健係」を「母子健康支援係、母子保健係」に改め、同表環境部、環境総室、総務課の項中「、処理計画係」を削り、同表環境部、廃棄物対策室、処理課の項中「施設運営係、施設維持係」を「処理計画係、施設係」に改め、同表建設部、建設総室の項に次のように加える。

空き家対策課	空き家対策係
--------	--------

第8条第6項の表市長室の項に次のように加える。

国際交流都市担当課長	国際交流都市に関すること。
------------	---------------

第8条第6項の表福祉保健総室の項を削り、長寿支援室の項を次のように改める。

農林振興室	農地再生担当課長	農地再生に係る計画及び調整に関すること。
-------	----------	----------------------

第8条の2を削る。

第12条の2第1項の表支所の項中「振興係」を「振興整備係」に改め、「、整備係」を削る。

第14条の3第2項第8号中「高齢者医療費助成金、」を削る。

第23条、第23条の3及び第23条の4中「福祉部長寿支援室高齢者福祉課」を「福祉保健部長寿支援室高齢者福祉課」に改める。

第26条の2を次のように改める。

（衛生センター）

第26条の2 本市における廃棄物を処理するため、次に掲げる衛生センターを置く。

名称	位置
甲府市衛生センター	甲府市小曲町948番地1

2 前項の衛生センターは、環境部廃棄物対策室処理課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

- (1) 衛生センターの維持及び運営管理に関すること。
- (2) 一般廃棄物（し尿及び汚泥）の処理に関すること。

第35条第1項中「、医療安全管理部」を削り、「医療総合研修センター」の次に「、医療安全管理部、経営改善対策部」を加え、同条第2項中「医療安全管理部及び」を削り、「医療総合研修センター」の次に「、医療安全管理部及び経営改善対策部」を加え、同条第3項の表病院事務総室、総務課の項中「、経理係」及び「、情報経営係」を削り、同項の次に次のように加える。

経営企画課	情報経営係、経理係
-------	-----------

第35条第3項の表病院事務総室、医事課の項中「、請求支援係」を削る。

第36条第1項の表焼却工場及び破碎工場の項を削り、同条第2項第2号中「市民部市民協働室消費生活センター消費生活係長」を「市民部市民協働室消費生活課消費生活係長」に改める。

第37条第3号中「診療支援部長」の次に「、課長」を加え、同条第4号中「放射線部長」の次に「、副放射線部長」を加え、同条第8号及び第9号を次のように改める。

- (8) 医療総合研修センターに医療総合研修センター長、課長、係長等
- (9) 医療安全管理部に医療安全管理部長、室長、看護師長、副看護師長

第37条に次の1号を加える。

- (10) 経営改善対策部に経営改善対策部長、室長、課長、係長等

第39条中「医療安全管理部及び」を削り、「医療総合研修センター」の次に「、医療安全管理部及び経営改善対策部」を加え、同条第5号中「医療安全管理部長及び」を削り、「医療総合研修センター長」の次に「、医療安全管理部長及び経営改善対策部長」を加え、同条第8号中「室長」の次に「、副放射線部長」を加える。

第40条第4項中「医療安全管理部長又は」を削り、「医療総合研修センター長」の次に「、医療安全管理部長又は経営改善対策部長」を加える。

別表第1市長直轄組織、危機管理室、防災課の項中「防災課」を「防災企画課」に改め、同項第11号中「の指導、育成」を削り、「こと」の次に「（自主

防災組織の指導・育成を除く。)」を加え、同項中第13号及び第14号を削り、第15号を第13号とし、第16号を削り、同項の次に次のように加える。

防災指導課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 非常備消防に関する事。 (2) 消防水利施設に関する事。 (3) 火薬類の譲渡、譲受及び消費の許可等（100kg未満の火薬、50kg未満の爆薬等）に関する事。 (4) 自主防災組織の指導、育成に関する事。
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1 総務部、総務総室、法制課の項に次の1号を加える。

(9) 行政不服審査会に関する事。

別表第1 総務部、契約管財室、指導検査課の項の次に次のように加える。

財産活用課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 公共施設等マネジメントの推進に関する事。 (2) 公有財産の総括管理に関する事。 (3) 公有地の利活用及び処分に関する事。 (4) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。 (5) 財産の保険契約に関する事（他の課等業務に属するものを除く。）。 (6) 市有地の境界査定に関する事（市道を除く。）。 (7) 財産価格審議会に関する事。 (8) 市の行政区域の境界に関する事。 (9) 町界及び町名に関する事。
-------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1 総務部、契約管財室、管財課の項中第1号から第8号までを削り、第9号を第1号とし、第10号から第17号までを8号ずつ繰り上げる。

別表第1 企画部、企画総室、開府500年事業計画課の項を削り、同表企画部、企画財政室、資産活用課の項を削り、同表企画部の項に次のように加える。

記念事業室	開府500年 企画課	(1) 記念事業の企画及び調整に関するこ と。
	開府500年 事業課	(1) 記念事業の実行委員会の運営及び記 念事業の推進に関すること。

別表第1 市民部、市民総室、国民健康保険課の項第10号中「特定検診」を「特定健診」に改める。

別表第1 福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室、総務課の項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同項の次に次のように加える。

保健所設置課	(1) 保健所設置に関すること。
--------	------------------

別表第1 福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、高齢者福祉課の項中第11号から第17号までを削り、同項の次に次のように加える。

地域包括支援 課	(1) 高齢者保健福祉計画の推進に関する こと。 (2) 地域支援事業に関すること。 (3) 成年後見制度に関すること。 (4) 地域包括支援センターの運営に関する こと。 (5) 地域包括支援センター運営協議会に 関すること。
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1 福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、介護保険課の項に次の1号を加える。

(10) 福祉総合相談に関すること。

別表第1 子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、総務課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、子ども支援課の項中第14号を第16号とし、第8号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第7号を第8号とし、同項の次に次の1号を加える。

(9) 子どもの貧困対策に関すること。

別表第1 子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、子ども支援課の項中

第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次世代育成支援行動計画に関すること。

別表第1 子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、母子保健課の項に次の1号を加える。

(9) 子育て世代包括支援センターに関すること。

別表第1 環境部、環境総室、総務課の項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り上げる。

別表第1 環境部、廃棄物対策室、処理課の項中第7号を第8号とし、第6号を削り、第5号を第7号とし、同項第4号中「じん芥処理手数料及び」を削り、同号を同項第6号とし、同項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 衛生センターに関すること。

別表第1 環境部、廃棄物対策室、処理課の項に第1号として次の1号を加える。

(1) 一般廃棄物処理基本計画に関すること。

別表第1 環境部、廃棄物対策室、処理課の項に次の1号を加える。

(9) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合に関すること。

別表第1 産業部、農林振興室、農政課の項第10号中「関する」を「係る」に改める。

別表第1 建設部、建設総室の項に次のように加える。

空き家対策課	(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関すること（各所管に係る事項を除く。）。 (2) 甲府市空家等対策計画の推進に関すること。
--------	--------------------------------------------------------------------------------------

別表第1 建設部、まち開発室、都市計画課の項第25号中「及び寿宝地区土地区画整理事業」を削る。

別表第1 建設部、まち開発室、区画整理課の項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

別表第6 医療安全管理部の項を削り、同表に次のように加える。

医療安全管理部	医療安全管理室	(1) 医療安全対策に関すること。 (2) リスクマネジメントに関すること。 (3) 事故調査委員会に関すること。
	感染管理室	(1) 感染管理に関すること。 (2) 職業感染防止に関すること。
経営改善対策部	経営改善対策室	(1) 経営改善の推進及び院内調整に関すること。 (2) 診療報酬の算定基準に関すること。

別表第7総務課の項中第2号から第7号までを削り、第8号を第2号とし、第9号から第19号までを6号ずつ繰り上げ、第20号を削り、第21号を第14号とし、第22号から第25号までを削り、同項の次に次のように加える。

経営企画課	(1) 病院内の予算執行及び決算に関すること。 (2) 資金計画に関すること。 (3) 現金の出納及び保管に関すること。 (4) 財産の総括的管理に関すること。 (5) 支出負担行為の確認に関すること。 (6) 支出命令書の審査に関すること。 (7) 院内の情報システムに関すること。 (8) 経営改善計画の推進に関すること。 (9) 公立病院改革プランの策定に関すること。 (10) 病院経営協議会に関すること。 (11) 病院機能評価に関すること。
-------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(甲府市職員職名規則の一部改正)

第2条 甲府市職員職名規則（昭和28年12月規則第29号）の一部を次のよう

に改正する。

別表第1 ^{事務職員}の項中「、参事」を削り、同表技術職員の項中「医療総合研
技術職員

修センター長」の次に「、経営改善対策部長」を、「科長」の次に「、副放射線
部長」を加える。

(甲府市職員特殊勤務手当支給規則の一部改正)

第3条 甲府市職員特殊勤務手当支給規則(昭和38年10月規則第49号)の一
部を次のように改正する。

別表21の項中「診療部長」を「統括診療部長・診療部長・総合相談センター
長・医療安全管理部長・医療総合研修センター長・経営改善対策部長」に、「科
部長」を「統括科部長・科部長」に改め、「科長」の次に「・副放射線部長」を
加える。

(甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正)

第4条 甲府市病院事業の財務に関する特例を定める規則(昭和39年4月規則第
48号)の一部を次のように改正する。

本則中「総務課長」を「経営企画課長」に改める。

第2条第4項中「総務課経理係長」を「経営企画課経理係長」に改める。

(甲府市公印規則の一部改正)

第5条 甲府市公印規則(昭和44年8月規則第49号)の一部を次のように改正
する。

別表第1専用公印の表市長印の項管守者の欄中「福祉保健部福祉保健総室健康
衛生課長」を「子ども未来部子ども未来総室母子保健課長」に改める。

(甲府市消防団員救じゅつ金条例施行規則の一部改正)

第6条 甲府市消防団員救じゅつ金条例施行規則(昭和49年12月規則第67
号)の一部を次のように改正する。

第10条中「市長直轄組織危機管理室防災課」を「市長直轄組織危機管理室防
災指導課」に改める。

(甲府市財務規則の一部改正)

第7条 甲府市財務規則(昭和62年1月規則第1号)の一部を次のように改正す
る。

第92条第2項の表中「、処理課長」及び「、処理課施設運営係長」を削る。

第94条第2項第4号を削り、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

第59号様式（その5）を次のように改める。

第59号様式（その5） 削除

（甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則の一部改正）

第8条 甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則（平成28年12月規則第52号）の一部を次のように改正する。

第9条第10項中「企画部企画総室企画課」を「建設部建設総室空き家対策課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられていた課配属職員（課長を除く。）は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられたものとする。

市長直轄 組織	危機管理室	防災課	市長直轄 組織	危機管理室	防災企画課
企画部	企画総室	開府500年 事業計画課	企画部	記念事業室	開府500年 企画課

甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第7号

甲府市職員被服貸与規則の一部を改正する規則

甲府市職員被服貸与規則（昭和49年7月規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表の1事務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表10の項中

「

冬制服（上下）	1冬	1	
---------	----	---	--

を

」

「

冬制服（上下）	1冬	1	
防寒服（コート）	3冬	1	

に改め、

」

同項を同表11の項とし、同表9の項中

「

制服（上）	1冬	1	
-------	----	---	--

を

」

「

制服（上）	1冬	1	
防寒服（コート）	3冬	1	

に改め、同項を同

」

表10の項とし、同表中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、5の項の次に次のように加える。

6	児童厚生員	エプロン	1年	1	
---	-------	------	----	---	--

別表の3技能労務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表6の項中「調理用）」の次に「又はズック靴」を加え、同表に次のように加える。

7	事務補助業務 に従事する技 能労務職員				一般事務職員の 例による。
---	---------------------------	--	--	--	------------------

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 8 号

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

甲府市職員初任給、昇給等の基準に関する規則（平成 18 年 3 月規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の次に次の 1 条を加える。

（降号の場合の号給）

第 11 条の 2 甲府市職員の分限に関する条例（昭和 38 年 4 月条例第 12 号）第 4 条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、市長が定める号給とする。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由）

第 13 条の 2 条例第 11 条第 5 項の規則で定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたこととする。

第 16 条第 1 項中「A」を「S」に、「B」を「A」に、「C」を「B」に、「D」を「C」に、「E」を「D」に改め、同条第 2 項中「D」を「C」に、「E」を「D」に改め、同条第 3 項中「上位」の次に「又は下位」を加え、「A 及び B」を「S 及び A」に改め、同条第 4 項及び第 9 項中「A 又は B」を「S 又は A」に改める。

別表第 1 初任給基準表ウ医療職給料表(2)初任給基準表管理栄養士の項を次のように改める。

管理栄養士	大学卒	2 級 1 号給
	短大 3 卒	1 級 17 号給

	短大2卒	1級11号給
--	------	--------

別表第1初任給基準表ウ医療職給料表(2)初任給基準表歯科衛生士の項を次のように改める。

歯科衛生士	大学卒	2級1号給
	短大3卒	1級17号給
	短大2卒	1級11号給

別表第5昇給号給数表中「A」を「S」に、「B」を「A」に、「C」を「B」に、「D」を「C」に、「E」を「D」に改める。

別表第6休職期間等換算表中「(昭和38年4月条例第12号)」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 9 号

甲府市市税条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市税条例施行規則（昭和 25 年 8 月規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「別表」を「別表第 1」に改める。

第 10 条を第 12 条とし、第 9 条の次に次の 2 条を加える。

（固定資産に関する地籍図等の様式等）

第 10 条 条例第 54 条に規定する地籍図等の様式及びその記載事項については、総務大臣の定める標準様式によるものとする。

（条例第 67 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める身体障害者等）

第 11 条 条例第 67 条の 2 第 1 項第 1 号の規則で定める身体障害を有し歩行が困難な者は、次の各号に掲げる軽自動車等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 条例第 67 条の 2 第 1 項第 1 号アに掲げる軽自動車等 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付された身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、別表第 2 の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に定める障害の級別（以下この条及び別表第 2 から別表第 5 までにおいて「障害の級別」という。）に該当する障害を有するもの

イ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 4 条の規定により交付された戦傷病者手帳（以下「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、別表第 2 の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右

欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2又は第1号表ノ3に定める重度障害の程度又は障害の程度（別表第2において「重度障害の程度又は障害の程度」という。）に該当する障害を有するもの

(2) 条例第67条の2第1項第1号イ若しくはウ又は同項第2号に掲げる軽自動車等 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

イ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第3の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度（次項及び別表第3から別表第5までにおいて「重度障害の程度」という。）に該当する障害を有するもの

2 条例第67条の2第1項第1号の規則で定める身体障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者は、次の各号に掲げる軽自動車等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 条例第67条の2第1項第1号アに掲げる軽自動車等 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第4の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

イ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第4の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有するもの

(2) 条例第67条の2第1項第1号イ若しくはウ又は同項第2号に掲げる軽自動車等 次のいずれかに該当する者

ア 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、別表第5の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有するもの

イ 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、別表第5の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有するもの

3 条例第67条の2第1項第1号の規則で定める重度の知的障害又は精神障害を有し日常生活を営むのに著しい支障がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 厚生労働大臣が定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、山梨県療育手帳交付規則（平成15年山梨県規則第29号）第5条第2項に定める重度知的障害者
- (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するものであつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条の2第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けているもの

別表2の項中「第437条」の次に「、法第485条の6」を加え、同表25の項中「第11条」を「第21条、条例第45条の4、条例第90条の2及び条例第154条の3」に改め、同項の次に次の2項を加える。

25の2	納税管理人承認申請書	法第300条、法第355条、法第527条、法第590条及び法第702条の5 条例第21条、条例第45条の4、条例第90条の2及び条例第154条の3
25の3	納税管理人不設定認定申請書	法第300条、法第355条、法第527条、法第590条及び法第702条の5 条例第21条、条例第45条の4、条例第90条の2及び条例第154条の3

別表31の2の項中「第48条の9の10」を「第48条の9の11」に改め、

同表 39 の項及び 40 の項中「第 67 条の 2」を「第 67 条の 3」に改め、同表 46 の項中「第 536 条第 4 項及び法第 537 条第 4 項」を「第 536 条第 6 項及び法第 537 条第 5 項」に改め、同表 48 の項中「第 701 条の 12 第 4 項及び法第 701 条の 13 第 4 項」を「第 701 条の 12 第 6 項及び法第 701 条の 13 第 5 項」に改め、同表 64 の項中「第 160 条の 2 第 2 項」を「第 160 条の 3 第 2 項」に改め、同表 65 の項中「第 160 条の 2 第 3 項」を「第 160 条の 3 第 3 項」に改め、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 4 表を加える。

別表第 2（第 11 条関係）

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度又は障害の程度
下肢不自由	1 級から 6 級までの各級	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
体幹不自由	1 級から 3 級までの各級及び 5 級	特別項症から第 6 項症までの各項症及び第 1 款症から第 3 款症までの各款症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（上肢機能を除く。）	1 級から 6 級までの各級	

別表第 3（第 11 条関係）

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
下肢不自由	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第 3 項症までの各項症
体幹不自由	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第 4 項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（上肢機能を除く。）	1 級から 3 級までの各級	

別表第4（第11条関係）

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
視覚障害	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	3級	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）	特別項症から第2項症までの各項症 （喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。）
上肢不自由	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（上肢機能に限る。）	1級及び2級	
心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
腎臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症

別表第5（第11条関係）

障害の区分	障害の級別	重度障害の程度
-------	-------	---------

視覚障害	1 級から 4 級までの各級	特別項症から第 4 項症までの各項症
聴覚障害	2 級及び 3 級	特別項症から第 4 項症までの各項症
平衡機能障害	3 級	特別項症から第 4 項症までの各項症
上肢不自由	1 級及び 2 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害（上肢機能に限る。）	1 級及び 2 級	
心臓機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
腎臓機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
呼吸器機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
小腸機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第 3 項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第 3 項症までの各項症

第 2 5 号様式の次に次の 2 様式を加える。

第 25 号様式の 2

納税管理人承認申請書																							
			年 月 日																				
(あて先) 甲府市長																							
納税義務者		住所又は所在地																					
		氏名又は名称	Ⓔ																				
		個人番号又は 法人番号	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; width: 10px;"> </td> </tr> </table>																				
次のとおり申請します。																							
1 申告区分	<input type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 廃止																						
2 税目	税																						
3 納税通知書番号																							
4 納税管理人	新	住所																					
		氏名																					
	旧	住所																					
		氏名																					
<p>上記のとおり承諾しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">新納税管理人 氏名.....Ⓔ</p>																							

第 2 5 号様式の 3

納税管理人不設定認定申請書	
年 月 日	
(あて先) 甲府市長	
納税義務者	住所又は所在地
	氏名又は名称 ㊟
	個人番号又は 法人番号
次のとおり納税管理人を定めることを要しないことについて認定を受けたいので申請 します。	
税 目	税
税の徴収の確保に 支障がない理由	
備 考	

第39号様式（その1）中「第67条第2項」の次に「・第67条の3第2項」を加える。

第39号様式（その2）中「第67条の2第 項」を「第67条の3第1項」に改める。

第40号様式中「第67条の2第4項」を「第67条の3第3項」に改める。

第49号様式中「の7日前」を削る。

第64号様式中「第160条の2第2項」を「第160条の3第2項」に改める。

第65号様式中「第160条の2第3項」を「第160条の3第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第10号

甲府市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

甲府市消防団の組織等に関する規則（昭和41年10月規則第45号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称\区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	5						6
富士川分団			1	2	5	5	12	25
琢美分団			1	2	4	4	9	20
相生分団			1	2	4	4	9	20
新紺屋分団			1	2	4	4	12	23
穴切分団			1	2	5	5	12	25
湯田分団			1	2	5	5	12	25
春日分団			1	2	4	4	12	23
伊勢分団			1	2	6	6	15	30
朝日分団			1	2	6	6	15	30
里垣分団			1	2	9	9	24	45
相川分団			1	2	20	20	57	100
国母分団			1	2	10	10	27	50
貢川分団			1	2	7	7	19	36

千塚分団			1	2	8	8	21	40
池田分団			1	2	8	8	21	40
山城分団			1	2	20	20	57	100
玉諸分団			1	2	14	14	39	70
甲運分団			1	2	12	12	35	62
千代田分団			1	2	12	12	33	60
能泉分団			1	2	4	4	9	20
宮本分団			1	2	5	5	12	25
大里分団			1	2	17	17	49	86
東分団			1	2	7	7	18	35
北新分団			1	2	7	7	18	35
羽黒分団			1	2	9	9	24	45
右左口分団			1	2	10	10	30	53
滝川分団			1	2	7	7	21	38
下向山分団			1	2	7	7	18	35
白井分団			1	2	5	5	12	25
上曾根分団			1	2	10	10	27	50
下曾根分団			1	2	7	7	19	36
上九一色分団			1	2	4	4	9	20
計	1	5	32	64	262	262	707	1,333

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第11号

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年12月規則第84号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「10万4,950円」を「10万5,130円」に、「5万7,030円」を「5万7,110円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,480円」を「5万2,570円」に、「2万8,520円」を「2万8,560円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成29年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 12 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則（平成 27 年 3 月規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表第 3 階層の項、第 4 階層の項及び第 5 階層の項中「市町村民税」の次に「の所得割の額」を加える。

別表の備考第 4 項から第 7 項までを次のように改める。

4 この表において、「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7 及び第 314 条の 8 並びに同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。また、地方税法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

5 別表の 2 の表 C 1 階層の項から D 10 階層の項までの世帯であって、ひとり親世帯（児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）に定める児童扶養手当を受給している世帯及びこれに準ずる父子世帯に限る。）、障がい児又は障がい者のいる世帯及びその他の世帯に該当する世帯については、この表により算定した利用者負担額の直近下位の利用者負担額を適用する。

6 別表の1の表第2階層の項から第5階層の項までの世帯であって、同一世帯において満3歳から小学校3年生までの範囲内にある子どもが複数あり、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している世帯については、当該範囲内にある子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額の半額とし、3人目以降は無料とする。また、別表の2の表B階層の項からD10階層の項までの世帯であって、同一世帯において小学校就学前の範囲内にある子どもが複数人同時に保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している世帯については、当該範囲内にある子どものうち最年長の子どもから順に2人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（前項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額とし、3人目以降は無料とする。

7 備考第2項のひとり親世帯等で、所得割の額が77,101円未満の世帯については、年齢にかかわらず最年長の子どもから順に1人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考第5項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額とし、2人目以降は無料とする。

備考に次の1項を加える。

8 別表の1の表第2階層の項及び第3階層の項の世帯並びに別表の2の表B階層の項からD2階層の項までの世帯で、所得割の額が57,700円未満の世帯については、備考第6項の年齢制限は適用しない。

第2条 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表の1の表第3階層の項中「12,900円」を「10,900円」に、「13,800円」を「11,800円」に改める。

別表の備考第5項を次のように改める。

5 別表の2の表C1階層の項からD10階層の項までの世帯であって、備考第2項のひとり親世帯等については、この表により算定した利用者負担

額の直近下位の利用者負担額を適用する。

別表の備考第6項中「情緒障害児短期治療施設通所部」を「児童心理治療施設通所部」に改める。

別表の備考第7項及び第8項を次のように改める。

7 備考第2項のひとり親世帯等で、所得割の額が77,101円未満の世帯については、年齢にかかわらず最年長の子どもから順に1人目はこの表の利用者負担額の欄に掲げる額（備考第5項の規定に該当する場合は、当該規定の適用後の額）の半額又は別表の1の表第2階層の項若しくは別表の2の表B階層の項のひとり親世帯等以外の世帯の区分に掲げる額のいずれか低い額とし、2人目以降は無料とする。

8 別表の1の表第2階層の項及び第3階層の項の世帯並びに別表の2の表B階層の項からD2階層の項までの世帯で、所得割の額が57,700円未満の世帯については、備考第6項の年齢制限を適用せず、市町村民税非課税世帯については、最年長の子どもから順に2人目以降は無料とする。

附 則

- 1 この規則中第1条及び次項の規定は公布の日から、第2条の規定は平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例施行規則の規定は、平成28年4月1日から適用する。

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第13号

甲府市児童手当事務取扱規則の一部を改正する規則

甲府市児童手当事務取扱規則（平成24年9月規則第27号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改め、「徴収する費用」の次に「（同法第51条第4号又は第5号に係るものに限る。）」を加え、「同条第8項若しくは第9項」を「同条第7項若しくは第8項」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 14 号

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市介護保険条例施行規則（平成 12 年 3 月規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 12 号様式の 4 中「甲府市介護保険自己負担額証明書」を「甲府市介護保険（保険給付）自己負担額証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市斎場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第15号

甲府市斎場条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市斎場条例施行規則（昭和34年4月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「3,000円」を「6,000円」に、「1,800円」を「3,600円」に、「1,400円」を「2,700円」に、「1,200円」を「2,400円」に、「40,000円」を「50,000円」に、「26,700円」を「30,000円」に、「20,000円」を「22,500円」に、「8,000円」を「20,000円」に改める。

第2号様式中「3,000円」を「6,000円」に、「1,800円」を「3,600円」に、「1,400円」を「2,700円」に、「1,200円」を「2,400円」に、「40,000円」を「50,000円」に、「26,700円」を「30,000円」に、「20,000円」を「22,500円」に、「8,000円」を「20,000円」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 16 号

甲府市中小企業振興融資条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市中小企業振興融資条例施行規則（昭和 55 年 3 月規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 9 号を第 10 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 創業者 産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）第 2 条第 2 3 項に規定する創業者又は中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 3 項に規定する創業者若しくは同条第 4 項（第 3 号を除く。）に規定する新規中小企業者をいう。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 創業支援資金 創業者に融資する運転資金又は設備資金とする。

第 5 条第 2 号を次のように改める。

- (2) 創業者にあつては、市内に住所又は主たる事業所を有し、市内において事業を行う者

別表第 1 中小企業従業員独立開業資金の項中「中小企業従業員独立開業資金」を「創業支援資金」に、「中小企業の従業員で事業開始しようとする者」を「創業者」に、「700 万円」を「1,000 万円」に改め、同表小規模企業者小口資金の項中「750 万円」を「1,250 万円」に改める。

第 1 号様式、第 3 号様式及び第 5 号様式中「中小企業従業員独立開業資金」を「創業支援資金」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則による改正後の甲府市中小企業振興融資条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る融資について適用し、同日前までの申込みに係る融資については、なお従前の例による。

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 17 号

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則（平成 23 年 3 月規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 28 条第 1 項中「第 27 条第 1 項第 1 号」を「第 27 条第 1 項」に、「次に」を「、次の各号に」に、「次の各号に掲げる業務の区分に応じ」を「、」に改め、同条第 2 項を削る。

第 29 条第 2 項後段を次のように改める。

この場合において、同項第 1 号キ中「条例第 14 条第 4 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号」とあるのは「条例第 28 条第 2 号及び第 3 号」と、第 12 条第 2 項第 2 号ク中「条例第 14 条第 4 項第 2 号、第 3 号、第 5 号及び第 6 号（同項）」とあるのは「条例第 28 条第 2 号、第 3 号及び第 5 号（同条）」と読み替えるものとする。

第 30 条第 2 項中「種類」を「内容」に改める。

第 32 条の見出し中「第 1 種関連事業者」を「関連事業者」に改め、同条中「第 1 種関連事業を営む者」を「関連事業者」に、「第 28 条第 1 項第 1 号」を「第 28 条第 1 号」に改める。

別表中「1,000 分の 3」を「1,000 分の 2.5」に、

「

関連事業者店舗使用料	金融施設	1 平方メートルにつき	500 円
	福利厚生施設	1 平方メートルにつき	470 円
	関連商品売場	1 平方メートルにつき	560 円

を

指定駐車場料金	1区画につき 1,000円
---------	---------------

指定駐車場料金	市場内使用者	1区画につき 1,000円	に
	市場外使用者	1区画につき 1,500円	

改め、同表備考に次のように加える。

- 4 指定駐車場料金に係る市場内使用者とは、指定駐車場を使用する卸売会社、仲卸会社、売買参加者組合及び仲卸組合に勤務する者その他開設者が特に認める者とし、市場外使用者とは、それ以外の指定駐車場を使用する者とする。

第20号様式中「第 種関連事業業務」を「関連事業業務」に改める。

「	1 業務の種類	第 種関連事業	「	1 業務の内容
第21号様式中	2 業務の内容		を	2 その他
	3 その他			

に改める。

第22号様式（その1）及び第22号様式（その2）中「甲府市地方卸売市場第1種関連事業者」を「甲府市地方卸売市場関連事業者」に改める。

附 則

- この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第18号

甲府市景観条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市景観条例施行規則（平成21年3月規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条第2号中「）及び」を「）、」に、「）を」を「）及び山梨英和大学周辺地区景観計画の対象区域（以下「山梨英和大学周辺地区」という。）を」に改め、同条第3号中「及び」を「、」に改め、「山梨学院大学周辺地区」の次に「及び山梨英和大学周辺地区」を加え、同条第4号中「又は甲府駅北口周辺地区」を「、甲府駅北口周辺地区」に改め、「除く。）」の次に「又は山梨英和大学周辺地区」を加え、同条第6号中「及び甲府駅北口周辺地区」を「、甲府駅北口周辺地区及び山梨英和大学周辺地区」に改め、同条第7号中「又は甲府駅北口周辺地区」を「、甲府駅北口周辺地区又は山梨英和大学周辺地区」に改め、同条第10号中「山梨学院大学周辺地区及び」を「中道地区、武田神社及び山梨大学周辺地区、山梨学院大学周辺地区、」に、「における」を「及び山梨英和大学周辺地区における」に改め、同条第11号中「山梨学院大学周辺地区又は」を「中道地区、武田神社及び山梨大学周辺地区、山梨学院大学周辺地区、」に、「における」を「又は山梨英和大学周辺地区における」に改める。

附 則

この規則は、平成29年6月1日から施行する。

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第19号

甲府市市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市市営住宅条例施行規則（平成9年10月規則第35号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

氏 名	
1	
2	
3	
4	
5	

を

	氏 名
	個人番号
1	
2	
3	
4	
5	

に改める。

第10号様式中

氏 名	

を

氏 名	
個人番号	

に改める。

第12号様式中

承継しようとする者の氏名	
--------------	--

を

承継しようとする者の氏名	
個人番号	

に改める。

第13号様式中

生年月日

を

生年月日	個人番号

に改める。

第16号様式中

氏名

を

氏名
個人番号

に改める。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市上九一色定住促進住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第20号

甲府市上九一色定住促進住宅条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市上九一色定住促進住宅条例施行規則（平成18年2月規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

氏名	
1	
2	
3	
4	
5	

を

	氏名
	個人番号
1	
2	
3	
4	
5	

に改める。

第6号様式中

氏名	

を

氏名	
個人番号	

に改める。

第7号様式中 「 承継しようとする者の氏名 印 を 」

「

承継しようとする者の氏名	
個人番号	

に改める。
」

第8号様式中 「

氏 名

を 「

氏 名
個人番号

に改める。
」

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 21 号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成 5 年 12 月規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条から第 13 条までを削る。

第 14 条中「第 25 条第 1 項」を「第 23 条第 1 項」に改め、同条を第 9 条とする。

第 15 条中「第 27 条」を「第 25 条」に改め、同条を第 10 条とする。

第 16 条中「第 27 条」を「第 25 条」に改め、同条を第 11 条とする。

第 17 条を削る。

第 18 条第 1 項中「第 31 条第 1 項」を「第 29 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中「処理手数料のうち特に市長が認めたものは、毎月初日から当該月の末日までの処理手数料を翌月末日までに、同表第 5 項に定める」を削り、同条を第 12 条とする。

第 19 条中「第 31 条第 2 項」を「第 29 条第 2 項」に改め、同条を第 13 条とする。

第 20 条を削る。

第 21 条中「第 33 条」を「第 30 条」に改め、同条を第 14 条とする。

第 22 条中「第 34 条」を「第 31 条」に改め、同条を第 15 条とする。

第 23 条中「第 35 条第 2 項」を「第 32 条第 2 項」に改め、同条を第 16 条とする。

第24条を第17条とし、第25条から第37条までを7条ずつ繰り上げる。

第5号様式の2中「第37条」を「第34条」に改める。

第6号様式から第8号様式までを次のように改める。

第6号様式から第8号様式まで 削除

第9号様式中「第16条関係」を「第11条関係」に、「第16条第1項」を「第11条」に改める。

第10号様式及び第11号様式を次のように改める。

第10号様式及び第11号様式 削除

第12号様式中「第19条」を「第13条」に改める。

第13号様式及び第14号様式中「第22条」を「第15条」に、「第34条」を「第31条」に改める。

第15号様式中「第22条」を「第15条」に改める。

第16号様式中「第23条」を「第16条」に、「第35条」を「第32条」に改める。

第17号様式、第18号様式及び第19号様式中「第24条」を「第17条」に改める。

第20号様式、第21号様式及び第22号様式中「第25条」を「第18条」に改める。

第23号様式中「第28条」を「第21条」に改める。

第24号様式中「第29条」を「第22条」に改める。

第25号様式及び第26号様式中「第30条」を「第23条」に改める。

第27号様式中「第32条」を「第25条」に改める。

第28号様式及び第29号様式中「第34条」を「第27条」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市リサイクルプラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市規則第 22 号

甲府市リサイクルプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市リサイクルプラザ条例施行規則（平成 9 年 3 月規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「施設」の次に「（プール、浴室及びトレーニング室を除く。）」を加える。

第 4 条第 1 項中「指定管理者は、」の次に「前条の規定により申請のあった」を加え、同条第 2 項中「条例第 10 条の規定により利用料金を納入した者（体育館を利用する者を除く。）」を「指定管理者は、プール、浴室又はトレーニング室を利用する者が条例第 10 条に規定する利用料金の納入をしたとき」に改め、「第 3 条に定める申請があったものとみなし」及び「施設の」を削る。

第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定中「（合併前の石和町の区域に限る。）」を削り、同項第 5 号中「市内」の次に「及び笛吹市内」を加え、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当該利用者が環境教育その他環境の保全を目的とした取組を行うために再生品頒布室、リサイクルセミナー室又は環境セミナー室を利用する場合は、利用料金を免除することができる。

第 1 号様式及び第 2 号様式中

「

<input type="checkbox"/> 再生品頒布室	<input type="checkbox"/> なでしこ工房
<input type="checkbox"/> リサイクルセミナー室	<input type="checkbox"/> 環境セミナー室
<input type="checkbox"/> 体育館	

を

「

<input type="checkbox"/> 体育館（再生品頒布室）	<input type="checkbox"/> なでしこ工房
<input type="checkbox"/> 和室1（リサイクルセミナー室）	
<input type="checkbox"/> 和室2（リサイクルセミナー室）	
<input type="checkbox"/> 会議室（環境セミナー室）	

」

に改める。

第3号様式（その2）を削り、第3号様式（その3）を第3号様式（その2）とする。

第4号様式中

「

<input type="checkbox"/> プール	<input type="checkbox"/> 浴室
<input type="checkbox"/> トレーニング室	<input type="checkbox"/> 体育館

」

を

「

<input type="checkbox"/> プール	<input type="checkbox"/> 浴室	<input type="checkbox"/> トレーニング室
<input type="checkbox"/> 体育館（再生品頒布室）		
<input type="checkbox"/> 和室1（リサイクルセミナー室）		
<input type="checkbox"/> 和室2（リサイクルセミナー室）		
<input type="checkbox"/> 会議室（環境セミナー室）		

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規程

甲府市規程第1号

甲府市消防団員分限懲戒審査委員会規程を次のように定める。

平成29年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市消防団員分限懲戒審査委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、甲府市消防団員の分限及び懲戒の手続等に関する規則（平成29年3月規則第1号）第5条第3項の規定に基づき、甲府市消防団員分限懲戒審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副団長のうちから消防団長が指名する。

3 委員は、前項の規定により指名された副団長以外の副団長及び消防本部人事課長をもって充てる。

(委員長)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(除斥)

第5条 委員長及び委員は、自己又は自己の親族に関する事件については、審査す

ることができない。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係団員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(答申)

第7条 委員長は、審査が終了したときは、その結果を消防団長に答申しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防本部人事課において行う。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市規程第2号

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程

(甲府市事案決定規程の一部改正)

第1条 甲府市事案決定規程(昭和48年4月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第8条第1項の表中「課長及び参事」を「及び課長」に改め、「参事」を削り、「係る参事及び」を「係る」に改め、同条第2項中「課長又は参事」を「又は課長」に改め、「参事」を削る。

別表第1の2組織・人事及び研修に関する事項の表第8号、第20号、第26号及び第28号中「及び参事」を削る。

別表第2市長直轄組織、危機管理室、防災の表中「防災」を「防災企画」に改め、同表第1項に次の2号を加える。

(11) 防災訓練に関すること。			重要	軽易	
(12) 事業所等の地震防災応急計画に関すること。		○			

別表第2市長直轄組織、危機管理室、防災の表中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を削り、同表の次に次のように加える。

項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 自主防災組織の指導、育成等に関する					

事項					
(1) 自主防災組織の指導、育成に関すること。				○	
(2) 非常備消防に関すること。		○			
(3) 消防水利施設に関すること。		○			
2 火薬類に関する事項					
(1) 火薬類の譲渡、譲受の許可に関すること。				○	
(2) 火薬類の消費の許可に関すること。				○	

別表第2総務部、人事管理室、人事の表第2項第3号中「及び参事」を削る。
別表第2総務部、契約管財室、指導検査の表の次に次のように加える。

財産活用		決定区分				備考
項目	副市長	部長等	室長	課長		
1 公共施設等マネジメントの推進に関する事項						
(1) 公共施設等マネジメントの推進に関すること。		重要	一般的	軽易		
2 公有財産の管理に関する事項						
(1) 公有財産の境界確認に関すること。				○	普通の、 財産 得分 交換 及び 借等 は、 表の 第3 の 表 の 第 1 の 表 の 第 3 の 表 の 第 4 の 表	
(2) 公有財産の所管換えの決定に関すること。		○				
(3) 普通財産の建物又は工作物の取りこわしの決定に関すること。		○				

すること。					に 準 ず る。
(4) 公有財産の実態調査に関すること。				○	
(5) 公有財産台帳の管理に関すること。				○	
(6) 財産価格審議会の庶務に関すること。				○	
(7) 公有財産の登記に関すること。				○	
(8) 市の境界に関する調査事務の処理に関すること。				○	
(9) 町界及び町名に関すること。				○	
(10) 公有地の利活用に関すること。		○			

別表第2総務部、契約管財室、管財の表第1項を削り、同表中第2項を第1項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2企画部、企画総室、開府500年事業計画の表を削る。

別表第2企画部、企画財政室、資産活用の表を削る。

別表第2企画部、リニア交通室の表の次に次のように加える。

記念事業室

開府500年企画					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 記念事業の企画等に関する事項					
(1) 記念事業の企画及び調整に関すること。		重要	一般的	軽易	

開府500年事業					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	

1 記念事業の実行委員会等に関する事項					
(1) 記念事業の実行委員会の運営及び記念事業の推進に関すること。		重要	一般的	軽易	

別表第2福祉保健部、福祉保健総室、総務の表第7項を削り、同表の次に次のように加える。

保健所設置						
項目		決定区分				備考
		副市長	部長等	室長	課長	
1 保健所設置に関する事項						
(1) 保健所設置に関すること。			重要	一般的	軽易	

別表第2福祉保健部、長寿支援室、高齢者福祉の表第2項第4号を削り、同表中第6項から第9項までを削り、同表の次に次のように加える。

地域包括支援						
項目		決定区分				備考
		副市長	部長等	室長	課長	
1 高齢者保健福祉計画に関する事項						
(1) 高齢者保健福祉計画の推進に関すること。				○		
2 地域支援事業に関する事項						
(1) 地域支援事業に関すること。					○	
3 成年後見制度に関する事項						
(1) 成年後見制度に関すること。					○	
4 地域包括支援センター運営協議会に関する事項						
(1) 地域包括支援セ			重要	一般的	軽易	

ンター運営協議会 の運営に関するこ と。					
----------------------------	--	--	--	--	--

別表第2福祉保健部、長寿支援室、介護保険の表に次の1項を加える。

9 福祉総合相談に関 する事項					
(1) 福祉総合相談窓 口に関すること。				○	
(2) サービスの総合 調整に関するこ と。				○	
(3) 介護支援情報の 提供に関するこ と。				○	

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、総務の表第3項を削る。

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、子ども支援の表中第8項を第9項とし、第4項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第3項の次に次の1項を加える。

4 次世代育成支援行 動計画に関する事項					
(1) 次世代育成支援 行動計画に関する こと。			○		

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、母子保健の表第2項中「母子保健事業」を「事業」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 子育て世代包括支援センターに関すること。

別表第2環境部、環境総室、総務の表第1項を削り、同表中第2項を第1項とし、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

別表第2環境部、廃棄物対策室、処理の表中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項第1号中「廃棄物」を「一般廃棄物（し尿及び汚泥）」に改め、同項第2号中「及び産業廃棄物」を「（し尿及び汚泥）」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同項を同表第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 一般廃棄物処理基本計画等に関する事項					
(1) 一般廃棄物処理基本計画及び広域化計画に関すること。			○		

別表第2建設部、建設総室の表に次のように加える。

空き家対策					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 空家等対策に関する事項					
(1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) その他空家等対策に関すること。		重要	一般的	軽易	

別表第2建設部、まち開発室、都市計画の表第7項中「及び寿宝地区土地区画整理事業」を削る。

別表第2建設部、まち開発室、区画整理の表中第3項を削り、第4項を第3項とする。

別表第2市立甲府病院、医療安全管理部の表を削る。

別表第2市立甲府病院の表に次のように加える。

医療安全管理部						
項目	決定区分					備考
	副市長	院長	部長等	室長	課長	
1 医療安全管理に関する事項						
(1) 医療安全対策に関すること。		重要			軽易	
(2) 所管委員会の運営に関すること。		重要			軽易	
2 感染管理に関する事項						

(1) 感染防止対策に関すること。		重要			輕易	
(2) 所管委員会の運営に関すること。		重要			輕易	

経営改善対策部						
項目	決定区分					備考
	副市長	院長	部長等	室長	課長	
1 経営改善に関する事項						
(1) 経営改善に関すること。		重要		一般的	輕易	
(2) 院内調整に関すること。		重要		一般的	輕易	
2 診療報酬の算定基準に関する事項						
(1) 診療報酬の算定基準に関すること。		重要		一般的	輕易	

別表第2病院事務総室、総務の表第1項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、同表第6項から第8項までを削り、同表の次に次のように加える。

経営企画						
項目	決定区分					備考
	副市長	院長	部長等	室長	課長	
1 病院の運営に関する事項						
(1) 院内の情報システムの運用に関すること。			○			
(2) 業務の電算化の推進及び計画に関すること。			○			
(3) 市立甲府病院医療問題連絡協議会等の運営に関すること。		○				

2	所管委員会の運営に関する事項					
(1)	所管委員会の運営に関すること。	重要			軽易	
3	経営改善計画の推進に関する事項					
(1)	経営改善計画の推進に関すること。	○				
4	公立病院改革プランの策定に関する事項					
(1)	公立病院改革プランの策定に関すること。	○				
5	病院経営協議会に関する事項					
(1)	病院経営協議会に関すること。	○				

(甲府市庁舎防火管理規程の一部改正)

第2条 甲府市庁舎防火管理規程（昭和49年2月規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中「防災課防災係長」を「防災企画課防災係長」に改める。

(甲府市防災行政用無線局管理運用規程の一部改正)

第3条 甲府市防災行政用無線局管理運用規程（平成3年7月規程第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「市長直轄組織危機管理室防災課長」を「市長直轄組織危機管理室防災企画課長」に改める。

(市立甲府病院物品供給入札者指名選考委員会規程の一部改正)

第4条 市立甲府病院物品供給入札者指名選考委員会規程（平成18年3月規程第3号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「市立甲府病院事務局病院事務総室総務課調達係長」を「市立甲府病院事務局病院事務総室総務課調達施設係長」に改める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

告示

甲府市告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上町字大土井1630番9、1631番2、1640番2、
1641番3及び1655番1
以上5筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市上町1653番地3
鷹野 行 伸

甲府市告示第93号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名 | 平成28年度固定資産税（土地家屋）第3期督促状 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第94号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月2日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|-------------|------------------|------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第34308号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第95号

甲府市自転車等の放置の防止に関する条例（平成25年9月条例第24号）第11条第2項、第3項及び第12条第1項の規定により、自転車等放置禁止区域の自転車を撤去し、保管したので、第12条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成25年9月規則第28号）第7条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月2日

甲府市長 樋口雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
平和通りダイタ駐車場前
南口丸政そば横通路
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成29年2月24日（金）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 電話番号 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの
自転車等の鍵
撤去保管料（自転車1,000円・原動機付自転車2,000円）

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成29年3月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号 | (産長契) 第1号 |
| (2) 業務名称 | 甲府駅南口公衆トイレ清掃業務委託 |
| (3) 履行期間 | 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

平成29・30年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店、本社又は営業所を有する者であること。
- (2) 甲府市物品供給競争入札参加資格申請において、業種を「清掃」で申請していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成29年3月3日（金）～平成29年3月13日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時00分～午後5時00分

- (2) 配付場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成29年3月3日(金)～平成29年3月13日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時00分～午後5時00分
- イ 場所 甲府市産業部産業総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
電話055-237-5687

4 入札・開札の日時及び場所

- (1) 日時 平成29年3月28日(火) 午前10時00分
- (2) 場所 甲府市役所本庁舎7階 会議室7-2
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

9 その他

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金(契約金額の10/100)：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月3日

甲府市長 樋口 雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

1 工区

甲府市向町字蛭田123番2から123番5まで、123番7、125番2、129番3、136番2、137番2、147番3、152番2、153番5、字乙麦198番1、198番4、198番5、201番1、201番2、202番、203番1から203番3まで、205番、205番2、206番、207番1、207番2、208番1から208番5まで、211番、211番2、212番1から212番3まで、219番1から219番4まで、221番1、221番2、222番1から222番4まで、字上阿原後260番3並びに上阿原町字京塚1034番2、1053番6、1054番5、1054番6及び1055番2

以上52筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市後屋町363番地

株式会社オンザサミット

代表取締役 保坂 東 吾

甲府市告示第98号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成27年5月19日甲府市告示第208号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について、指定を解除する。

平成29年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定を解除する区域
別図のとおり（甲府市中央三丁目147番の一部外）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

甲府市告示第99号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成29年3月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第100号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年3月7日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市国民健康保険料納入通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成29年2月1日 |
| 3 | 項目 | 平成28年度国民健康保険料8～9期分 |
| 4 | 納期限 | 平成29年2月28日
(納期限を平成29年3月31日に再指定)
平成29年3月31日 |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行・郵便局
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市市民部市民総室国民健康保険課
窓口センター
甲府市指定コンビニエンスストア |
| 6 | 納付義務者 | 別紙のとおり（9件） |

甲府市告示第101号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第82条2項の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|------|----------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 |
| 2 | 発送日 | 平成29年2月8日 |
| 3 | 返戻日 | 平成29年2月18日 |
| 4 | 通知者 | (省略) |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第102号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|------|----------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 |
| 2 | 発送日 | 平成29年2月9日 |
| 3 | 返戻日 | 平成29年2月18日 |
| 4 | 通知者 | (省略) |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第103号

別紙の者は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、住民票を消除したので、同条第4項の規定により公示する。

平成29年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市告示第104号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 交付要求通知書 | 市民発第34602号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第105号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 市民発第33905号 |
| 2 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第106号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 市民発第34302号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

地方自治法第219条第2項の規定により、平成29年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成29年3月9日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成28年度甲府市一般会計補正予算（第7号）
- 2 平成28年度甲府市一般会計補正予算（第8号）
- 3 平成28年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 4 平成28年度甲府市交通災害共済事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 平成28年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 6 平成28年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 平成28年度甲府市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 8 平成28年度甲府市浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

平成29年3月9日 原案可決

甲府市告示第108号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成29年3月10日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所並びに被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月13日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下飯田二丁目660番1及び660番3
以上2筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備えて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市塚原町359番地
社会福祉法人山梨檜の会
理事 臼井行夫

甲府市告示第110号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月14日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第34649号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及びその変更理由書を次により縦覧に供する。

平成29年3月14日

甲府市長 樋口 雄一

1 甲府農業振興地域整備計画案の縦覧

(1) 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市産業部農林振興室農政課

(2) 縦覧期間

自 平成29年3月15日

至 平成29年4月13日

2 意見書の提出

甲府市の区域内に住所を有する者（市内に事務所を有する法人も含む）は、農業振興地域整備計画の案について、平成29年4月13日までに、市に対して文書で意見を提出することができる。

なお、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、その処理結果を同法第12条第1項の規定に基づく農業振興地域整備計画書の公告時に合わせて公告する。

(1) 意見書の提出先

縦覧場所と同じ

3 異議の申し出

甲府農業振興地域整備計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し法律上保護される権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成29年4月13日の翌日から起算して15日以内である平成29年4月28日までに、市に対して文書でこれを申し出ることができる。

(1) 異議申出先

縦覧場所と同じ

甲府市告示第112号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月15日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市住吉四丁目1676番7、1676番20から1676番36まで
以上18筆
- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都台東区東上野四丁目27番3号
東京セキスイハイム株式会社
代表取締役 神 吉 利 幸

甲府市告示第113号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月17日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|--------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書
充当通知書 | 市民発第34644号
市民発第34645号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月21日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市上今井町字西側2376番1、2376番3及び2376番5から
2376番15まで

以上13筆

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	道路、ゴミ置場及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

甲府市住吉一丁目16番16号

有限会社遊亀不動産

代表取締役 渡辺 秀 樹

甲府市告示第115号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月21日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|--------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 | 市民発第 34764 号 |
| | | 充当通知書 | 市民発第 34765 号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

地方自治法第219条第2項の規定により、平成29年3月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

平成29年3月21日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成29年度 甲府市一般会計予算
- 2 平成29年度 甲府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成29年度 甲府市交通災害共済事業特別会計予算
- 4 平成29年度 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 5 平成29年度 甲府市介護保険事業特別会計予算
- 6 平成29年度 甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計予算
- 7 平成29年度 甲府市農業集落排水事業特別会計予算
- 8 平成29年度 甲府市簡易水道等事業特別会計予算
- 9 平成29年度 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 10 平成29年度 甲府市浄化槽事業特別会計予算
- 11 平成29年度 甲府市地方卸売市場事業会計予算
- 12 平成29年度 甲府市病院事業会計予算
- 13 平成29年度 甲府市下水道事業会計予算
- 14 平成29年度 甲府市水道事業会計予算

平成29年3月21日 原案可決

甲府市告示第117号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成29年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成29年3月21日

甲府市長 樋口 雄一

1 平成28年度甲府市一般会計補正予算（第9号）

平成29年3月21日 原案可決

甲府市告示第118号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第34802号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第119号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月22日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|------|----------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 |
| 2 | 発送日 | 別紙のとおり |
| 3 | 返戻日 | 別紙のとおり |
| 4 | 通知者 | 別紙のとおり（3件） |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅南口自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成29年3月17日（金）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 Tel 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの・自転車の鍵

甲府市告示第121号

次の無効である介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により告示する。

平成29年3月23日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号並びに住所及び氏名 別紙のとおり

甲府市告示第122号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 市民発第34678号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第123号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 | 市民発第34486号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第124号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年3月24日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成28年度介護保険料第1期分督促状
平成28年度介護保険料第2期分督促状
平成28年度介護保険料第3期分督促状
平成28年度介護保険料第4期分督促状
平成28年度介護保険料第5期分督促状
平成28年度介護保険料第6期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市税務部収納管理室収納課 |

甲府市告示第125号

次の介護保険料にかかわる書類は、相続人がいないことによる受取人不存在のため、介護保険法（平成9年法律123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年3月24日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 納付書 |
| 2 | 発送日 | 平成29年3月1日 |
| 3 | 項目 | 平成28年度介護保険料更正通知書
平成28年度介護保険料9期分 |
| 4 | 納期限 | 平成29年3月31日 |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第126号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|------|----------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書謄本 |
| 2 | 発送日 | 平成29年2月27日 |
| 3 | 返戻日 | 平成29年3月9日 |
| 4 | 通知者 | (省略) |
| 5 | 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第127号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年3月27日

甲府市長 樋口雄一

- 1 景観計画の名称
甲府市景観計画
- 2 景観計画区域に定める区域
甲府市全域
- 3 効力の発生する日
平成29年6月1日
- 4 縦覧場所
甲府市建設部まち開発室都市計画課

甲府市告示第128号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月28日

甲府市長 樋口雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書（謄本） | 市民発第34910号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | （省略） | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第129号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するため、同条第3項の規定により公示する。

平成29年3月28日

甲府市長 樋口雄一

- 1 縦覧期間 平成29年4月1日から平成29年5月1日まで
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。）
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 甲府市役所本庁舎3階 資産税課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成29年3月28日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町字芝原797番5
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市酒折二丁目6番15号
木川政昭

甲府市告示第131号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する第62条第1項に基づく都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年3月29日

甲府市長 樋口雄一

- 1 施行者の名称 山梨県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業 3・4・10号 高畑町昇仙峡線
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - ロ 設計の概要
 - 延長 618m
 - 幅員 16m
 - 車線の数 2車線
 - ハ 事業施行期間
 - 自 平成22年8月31日
(平成29年3月31日)
 - 至 平成31年3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市建設部まち開発室都市計画課

甲府市告示第132号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示をする。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成29年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 平成28年度国民健康保険料第1期分督促状
平成28年度国民健康保険料第2期分督促状
平成28年度国民健康保険料第3期分督促状
平成28年度国民健康保険料第4期分督促状
平成28年度国民健康保険料第5期分督促状
平成28年度国民健康保険料第6期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第133号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|--------|----------------------------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 |
| 2 発送日 | 平成29年3月9日 |
| 3 返戻日 | 平成29年3月21日 |
| 4 通知者 | (省略) |
| 5 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第134号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成29年4月12日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月30日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	下積翠寺町線	甲府市下積翠寺町字积迦堂131番6地先から 甲府市下積翠寺町字积迦堂119番1地先まで	51.1	平成29年 3月30日

甲府市告示第135号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成29年4月12日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月30日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	出張所前通り線	甲府市宮原町字村東 1377番1地先から 甲府市宮原町字村東 1367番1地先まで	122.2	平成29年 3月30日

甲府市告示第136号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------------|------------------|
| 1 | 都市計画の種類 | 甲府都市計画用途地域 |
| 2 | 都市計画を定める土地の区域 | 縦覧に供する図書に明示する部分 |
| 3 | 縦覧場所 | 甲府市建設部まち開発室都市計画課 |

甲府市告示第137号

次の差押に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したところ返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、国税徴収法（昭和34年4月20日法律 第147号）第54条の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|--------|----------------------------------------|
| 1 書類名 | 差押調書謄本 |
| 2 発送日 | 平成29年2月28日 |
| 3 返戻日 | 平成29年3月10日 |
| 4 通知者 | (省略) |
| 5 保管場所 | 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市 市民部 市民総室 国民健康保険課 |

甲府市告示第138号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100552 |
| 2 | 事業所の名称 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 みんなの家 青沼 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市青沼2丁目22番14号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市青沼2丁目22番14号
社会福祉法人 たくみ会
理事長 渡邊 隆 |
| 5 | サービスの種類 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 |
| 6 | 指定年月日 | 平成29年3月31日 |

甲府市告示第139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100560 |
| 2 | 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム みんなの家 青沼 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市青沼2丁目22番14号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市青沼2丁目22番14号
社会福祉法人 たくみ会
理事長 渡邊 隆 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 |
| 6 | 指定年月日 | 平成29年3月31日 |

甲府市告示第140号

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）の規定に基づき、申請者に貸与している自動車臨時運行許可番号標のうち、回収不能となった次の番号標を無効としたので、甲府市自動車臨時運行許可に関する規則（平成5年6月規則第35号）第7条第1項の規定により公告する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 自動車臨時運行許可番号標番号 山梨53甲府29
- 2 自動車臨時運行許可番号標番号 山梨53甲府32

甲府市告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により公示する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100545 |
| 2 | 事業所の名称 | グループホーム めだかの学校・高畑 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市高畑2-16-11 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲斐市宇津谷1103
社会福祉法人 ひかりの里
理事長 山田 美鈴 |
| 5 | サービスの種類 | 認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| 6 | 指定年月日 | 平成29年3月31日 |

甲府市告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成29年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成29年4月13日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月31日

甲府市長 樋口雄一

市議会

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

甲府市議会議長 清水 仁

甲府市議会規則第1号

甲府市議会会議規則の一部を改正する規則

甲府市議会会議規則（昭和50年3月議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市議会だより編集委員会の項を次のように改める。

広報委員会	議会だよりの企画、編集及び発行並びにその他議会の広報に係る提案に関する協議又は調整	議長、副議長及び会派から選出した広報委員	委員長
-------	-------------------------------------------	----------------------	-----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月8日

甲府市教育委員会

委員長 平 賀 数 人

甲府市教育委員会規則第1号

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

甲府市市立の小中学校に就学すべき者の学校の指定に関する規則（昭和62年4月教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表小学校の表中「住吉五丁目6番32号から同番54号まで」を「住吉五丁目6番32号から同番55号まで」に改める。

別表中学校の表中「住吉五丁目6番32号から同番54号まで」を「住吉五丁目6番32号から同番55号まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市立甲府商科専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月8日

甲府市教育委員会

委員長 平 賀 数 人

甲府市教育委員会規則第2号

甲府市立甲府商科専門学校管理規則の一部を改正する規則

甲府市立甲府商科専門学校管理規則（平成3年1月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の2条を加える。

（学校管理の原則）

第2条の2 学校は、その教育目標を明確にし、常に教育活動の質の向上及び改善に努めなければならない。

（学校評価）

第2条の3 学校は、前条の教育目標を実現するために、教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 学校は、前項の評価を行うに当たっては、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

3 学校は、第1項の規定による評価の結果を踏まえた学生の保護者その他の学校の関係者（学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

4 学校は、第1項の規定による評価の結果及び前項の規定により評価を行った場合はその結果を、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

第3条第2項中「学年は、次の2期に分ける」を「学期は、次のとおりとする」に改める。

第4条第1項第9号中「3月11日」を「3月21日」に改める。

第7条第2号中「補佐し」の次に「、その命を受けて校務をつかさどり」を加え、同条第3号中「及び教官は」を「は、副校長を助け、その命を受けて校務の一部を整理し」に改め、同条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教官は、学生を教授する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月8日

甲府市教育委員会

委員長 平 賀 数 人

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市立甲府商科専門学校学則の一部を改正する規則

甲府市立甲府商科専門学校学則（平成3年1月教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「科目履修及び卒業」を「単位修得及び卒業の認定」に、「入学・退学及び休学」を「入学・退学・編入学・留学及び休学」に改める。

第5条第2項中「学年は、次の2期に分ける」を「学期は、次のとおりとする」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（授業の開始・終了時刻）

第5条の2 授業の開始及び終了の時刻は、校長が定める。

第6条第1項第9号中「3月11日」を「3月21日」に改める。

第7条第4項中「標準とする。」を「標準とし、校長が必要があると認めた授業は、特定の学期又は期間に行うことができる。」に改める。

「第5章 科目履修及び卒業」を「第5章 単位修得及び卒業の認定」に改める。

第8条の見出し中「科目履修」を「単位修得」に改め、同条第1項を次のように改める。

校長は、本校の定める指導計画に従って各科目を履修し、その成果が科目の目標からみて満足できると認められる場合は、その科目について履修した単位を修得したことを認定する。

第10条を次のように改める。

(卒業)

第10条 校長は、授業時数を満たし、かつ前条の規定により定められた単位数を修得した2年以上在学した者に対して、全課程の修了及び卒業を認定し、卒業証書を授与する。

2 校長は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、各学年の課程の修了及び卒業を認定することができる。

3 校長は、卒業を認定した者に対して、商業実務専門士の称号を授与する。

「第6章 入学・退学及び休学」を「第6章 入学・退学・編入学・留学及び休学」に改める。

第11条中「入学できる者は、次の各号の一に」を「入学する資格を有する者は、次の各号のいずれかに」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定を含む。）に合格した者

第12条を次のように改める。

(入学試験)

第12条 入学試験については、校長が定める。

第14条第1項中「入学した者」を「入学を許可された者」に、「誓約書に戸籍抄本を添えて」を「誓約書を」に改め、同条第2項中「入学を」を「入学の許可を」に改める。

第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、校長がやむを得ないと認める場合は、山梨県内に居住していない者を保証人とすることができる。

第16条を次のように改める。

(退学・留学・休学)

第16条 学生が退学、留学又は休学をしようとするときは、その理由及び期日を明記し、保護者及び保証人連署の上、校長に申請しその許可を受けなければならない。

2 留学及び休学の期間は、3月以上1年以内の連続した期間とし、その期間を変更しようとするときは、前項に準じて許可を受けなければならない。

- 3 校長は、教育上有益と認め、留学を許可した学生について、外国の学校における履修を本校における履修とみなし、34単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第18条に次の1項を加える。

- 3 校長は、前項の規定により出席停止を命じたにもかかわらず、なお授業料を納付しない学生については、除籍することができる。

第22条第2項中「一に」を「いずれかに」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

学年別授業科目及び履修単位数

学科	年次	科目				単位	授業 時数	備考	学科	年次	科目				単位	授業 時数	備考					
		履修	選択	他	他						履修	選択	他	他								
会計情報科	一年次	必修	専門	講義	簿記原理Ⅰ	4	68	A	一年次	必修	専門	講義	Java言語Ⅰ	8	136	A	必修	専門	演習	簿記演習Ⅰ	3	102
			専門	講義	簿記原理Ⅰ	4	68				専門	演習	Java言語演習Ⅰ	4	136			専門	演習	ハードウェア演習	2	68
			専門	講義	会計学Ⅰ	4	68				専門	演習	ハードウェア演習	2	68			専門	演習	SQL演習	1	34
			専門	講義	租税法Ⅰ	4	68				その他	講義	ビジネス実務Ⅰ	2	68			その他	講義	社会人基礎力	2	68
			専門	演習	会計学演習Ⅰ	6	204				その他	講義	山梨地域経済概論	1	34			その他	講義	山梨地域経済概論	1	34
			専門	演習	税務会計演習	1	34				その他	講義	スポーツⅠ	1	34			その他	講義	スポーツⅠ	1	34
			その他	講義	ビジネス実務Ⅰ	2	68				その他	講義	ビジネス実務Ⅰ	2	68			その他	講義	山梨地域経済概論	1	34
			その他	講義	社会人基礎力	2	68				その他	講義	山梨地域経済概論	1	34			その他	講義	スポーツⅠ	1	34
			その他	講義	山梨地域経済概論	1	34				その他	講義	スポーツⅠ	1	34			その他	講義	スポーツⅠ	1	34
		その他	講義	スポーツⅠ	1	34	その他			講義	スポーツⅠ	1	34	その他	講義		スポーツⅠ	1	34			
		選択	専門	講義	ソフトウェア	4	68			選択	専門	講義	ソフトウェア	4	68		選択	専門	講義	情報処理ⅠA	4	68
			専門	講義	情報処理ⅠA	4	68			(ア)	専門	演習	情報処理ⅠA	4	136		(ア)	専門	演習	情報処理演習ⅠA	4	136
			専門	演習	情報処理演習ⅠA	4	136			(イ)	専門	講義	アプリケーション概論ⅠA	4	68		(イ)	専門	講義	アプリケーション概論ⅠB	4	68
			専門	講義	アプリケーション概論ⅠA	4	68			(イ)	専門	演習	アプリケーション演習Ⅰ	4	136		(イ)	専門	演習	アプリケーション演習Ⅰ	4	136
			専門	講義	アプリケーション概論ⅠB	4	68			(イ)	専門	講義	簿記原理Ⅰ	4	68		(シ)	専門	演習	簿記演習Ⅰ	3	102
	専門	演習	アプリケーション演習Ⅰ	4	136	(イ)	専門	演習	簿記演習Ⅰ	3	102	(シ)	専門	講義	情報処理ⅠB	4	68					
	専門	講義	情報処理ⅠB	4	68	(ス)	専門	演習	情報処理ⅠB	4	68	(ス)	専門	演習	情報処理演習ⅠB	3	102					
	専門	演習	情報処理演習ⅠB	3	102	(ス)	専門	演習	情報処理演習ⅠB	3	102	(ス)	専門	演習	情報処理演習ⅠB	3	102					
一年次計						40	1,020	一年次計						40	1,020							
会計情報科	二年次	必修	その他	講義	ビジネス実務Ⅱ	2	68	B	二年次	必修	その他	講義	ビジネス実務Ⅱ	2	68	F	必修	その他	講義	スポーツⅡ	1	34
			その他	講義	スポーツⅡ	1	34				その他	講義	スポーツⅡ	1	34			その他	講義	簿記原理Ⅱ	6	102
		選択	専門	講義	簿記原理Ⅱ	6	102			(ウ)	専門	演習	簿記演習ⅡA	3	102		(ウ)	専門	演習	簿記演習ⅡA	3	102
			専門	演習	簿記演習ⅡA	3	102			(エ)	専門	講義	経営学総論	6	102		(エ)	専門	講義	表計算応用	6	102
			専門	講義	経営学総論	6	102			(エ)	専門	演習	表計算応用演習	3	102		(エ)	専門	講義	情報処理概論	6	102
			専門	演習	経営学演習	3	102			(エ)	専門	演習	表計算応用演習	3	102		(エ)	専門	演習	情報処理演習ⅡB	3	102
			専門	講義	会計学Ⅱ	6	102			(オ)	専門	講義	会計学Ⅱ	6	102		(オ)	専門	講義	情報処理ⅡB	6	102
			専門	演習	会計学演習Ⅱ	3	102			(オ)	専門	演習	会計学演習Ⅱ	3	102		(オ)	専門	演習	情報処理演習ⅡB	3	102
		専門	講義	租税法Ⅱ	6	102	(カ)			専門	講義	租税法Ⅱ	6	102	(カ)		専門	講義	DTP	6	102	
		専門	演習	コンピュータ会計	3	102	(カ)			専門	演習	コンピュータ会計	3	102	(カ)		専門	演習	Webコンテンツ演習	3	102	
		その他	講義	英会話	3	102	(キ)			その他	講義	英会話	3	102	(キ)		その他	講義	中国語	3	102	
		その他	講義	中国語	3	102	(キ)			その他	講義	中国語	3	102	(キ)		その他	講義	簿記演習ⅡB	3	102	
		専門	演習	簿記演習ⅡB	3	102	(キ)			専門	演習	簿記演習ⅡB	3	102	(キ)		専門	演習	簿記演習ⅡB	3	102	
		専門	講義	ファイナンシャル・プランニング	6	102	(ク)			専門	講義	ファイナンシャル・プランニング	6	102	(ク)		専門	講義	ファイナンシャル・プランニング	6	102	
		専門	講義	販売総論	6	102	(ク)			専門	講義	販売総論	6	102	(ク)		専門	講義	販売総論	6	102	
専門	講義	3DCG	6	102	(ク)	専門	講義	3DCG	6	102	(ク)	専門	講義	3DCG	6	102						
専門	講義	グラフィック基礎	6	102	(ク)	専門	講義	グラフィック基礎	6	102	(ク)	専門	講義	グラフィック基礎	6	102						
専門	講義	情報処理ⅡA	6	102	(ケ)	専門	講義	情報処理ⅡA	6	102	(ケ)	専門	講義	表計算応用	6	102						
専門	演習	情報処理演習ⅡA	3	102	(ケ)	専門	演習	情報処理演習ⅡA	3	102	(ケ)	専門	演習	表計算応用演習	3	102						
専門	講義	表計算応用	6	102	(コ)	専門	講義	表計算応用	6	102	(コ)	専門	講義	情報処理概論	6	102						
専門	演習	表計算応用演習	3	102	(コ)	専門	演習	表計算応用演習	3	102	(コ)	専門	演習	情報処理演習ⅡB	3	102						
専門	講義	情報処理概論	6	102	(サ)	専門	講義	情報処理概論	6	102	(サ)	専門	講義	情報処理Ⅲ	6	102						
専門	演習	ネットマーケティング演習	3	102	(サ)	専門	演習	ネットマーケティング演習	3	102	(サ)	専門	演習	情報処理演習Ⅲ	3	102						
二年次計						45	1,020	二年次計						45	1,020							
合計						85	2,040	合計						85	2,040							

注1 科目欄に必修とある科目は、必ず履修する科目である。

注2 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「A」とある科目については、(ア)又は(イ)のいずれか一方を選択して履修し、「B」とある科目については、(ウ)又は(エ)のいずれか一方を選択して履修する。

注3 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「C」とある科目からは(オ)又は(カ)のいずれか一方を選択して履修し、「D」とある科目からは1科目を選択して履修する。

注4 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「E」とある科目については、(キ)又は(ク)のいずれか一方を選択して履修し、「F」とある科目については、(ケ)、(コ)、(サ)のいずれか一方を選択して履修する。

注5 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「G」とある科目については、(シ)又は(ス)のいずれか一方を選択して履修し、「H」とある科目については、(セ)又は(ソ)のいずれか一方を選択して履修する。

注6 科目欄に選択とある科目で、備考欄に「I」とある科目については、(キ)、(ク)、(タ)のいずれか一方を選択して履修し、「J」とある科目については、(ウ)、(エ)、(チ)のいずれか一方を選択して履修する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後において、1学年の学生となった学生（転入その他の理由によりこれと同等とみなされる者を含む。）について適用し、これ以外の学生については、なお従前の例による。

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月28日

甲府市教育委員会

委員長 平 賀 数 人

甲府市教育委員会規則第4号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生涯学習室、冬季国体課の項中「競技式典係」を「総務企画係、競技式典係」に改め、同表生涯学習室、スポーツ課の項中「スポーツ係」の次に「、企画整備係」を加える。

第9条を削る。

第9条の2に見出しとして「（幼児教育センター）」を付し、同条を第9条とする。

第20条第1項の表社会教育センターの項を削る。

別表生涯学習室、スポーツ課の項に次の1号を加える。

(9) スポーツ施設の企画、整備に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第9条を削り、第9条の2に見出しを付し、同条を第9条とする改正規定は、公布の日から施行する。

甲府市教育委員会告示第2号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、甲府市立学校校舎等使用料条例（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年3月30日

甲府市教育委員会
委員長 平賀 数人

- 1 委託する相手方
所 在 別紙のとおり
名 称 別紙のとおり
- 2 委託する期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 委託する事務
学校開放事業（有料運動施設）に係る施設の使用料の収納事務

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成29年3月2日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,166人
2	1/3の数	52,766人
3	1/6の数	26,383人
4	選挙人名簿登録者数	158,297人

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

甲府市公平委員会

委員長 望月政男

甲府市公平委員会規則第1号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の項中「、参事」を削り、「人事係長」の次に「、服務係長」を加え、同部病院の項中「医療総合研修センター長」の次に「、経営改善対策部長」を、「科長」の次に「、副放射線部長」を加え、「、参事」を削り、同表教育委員会の部事務局の項中「、参事」を削る。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

監査委員

甲府市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定による平成28年度定期監査、同条第2項の規定による平成28年度行政監査、同条第5項の規定による平成28年度工事監査並びに同条第7項の規定による平成28年度財政援助団体等監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

平成29年3月1日

甲府市監査委員

幡野 治 通
小 林 憲次郎
廣 瀬 集 一

農業委員会

甲府市農業委員会規程第1号

甲府市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

甲府市農業委員会

会長 西名 武洋

甲府市農地利用最適化推進委員の選任に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき委嘱する甲府市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の選任の手続き等に関し、法及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(推進委員の担当する区域及び選任する人数)

第2条 法第17条第2項の規定により甲府市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が定める各推進委員が担当する区域及び当該区域における推進委員の数は、別表のとおりとする。

(推薦の求め、募集の期間等)

第3条 法第19条第1項の規定による推薦の求め及び募集の期間は、おおむね1月とし、推薦の求め及び募集に関しては、甲府市広報及び甲府市ホームページへの掲載等により適切に周知するものとする。

(推薦及び募集への応募)

第4条 法第19条第1項の規定による推進委員の候補者の推薦をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより推薦を行うものとする。

- (1) 個人による推薦 農業者等3名以上の連名により、その代表者が、甲府市農地利用最適化推進委員推薦書（個人推薦書）（第1号様式）に推薦を受ける者の本籍及び筆頭者の記載がある住民票を添えて、農業委員会に提出する。
- (2) 法人又は団体による推薦 農業者の組織する団体その他の関係団体の代表者が、甲府市農地利用最適化推進委員推薦書（団体推薦書）（第2号様式）に推薦を受ける者の本籍及び筆頭者の記載がある住民票を添えて、農業委員会に提出する。

2 法第19条第1項の規定による推進委員になろうとする者の募集に応募しようとする者は、甲府市農地利用最適化推進委員応募書（第3号様式）に本籍及び筆頭者の記載がある住民票を添えて、農業委員会に提出するものとする。

(情報の公表)

第5条 法第19条第2項に規定する情報は、募集期間の中間及び期間終了後、甲府市ホームページに掲載して遅滞なく公表するものとする。

(候補者の選考)

第6条 農業委員会は、第4条の規定による推薦及び募集の結果に基づき、別に定めるところにより設置する推進委員の候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）に候補者の選考を求めるものとする。

(推進委員の選任)

第7条 農業委員会は、選考委員会の報告を尊重して、推進委員を選任し、委嘱するものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表(第2条関係)

担当区域番号	担当区域	募集人数
1	千代田地区(平瀬町、上帯那町、下帯那町) 能泉地区(竹日向町、高成町、塔岩町、川窪町) 宮本地区(御岳町、猪狩町、草鹿沢町、高町、黒平町) 千塚地区(塩部、富士見、湯村、千塚、音羽町、大和町) 山宮地区(山宮町、羽黒町)	1人
2	相川地区(岩窪町、和田町、緑が丘、小松町、塚原町、下積翠寺町、上積翠寺町、古府中町、北新、大手、墨形、西田町) 池田地区(荒川、池田、下飯田、中村町、金竹町、長松寺町、新田町)	1人
3	黒垣地区(東光寺、東光寺町、善光寺、善光寺町、砂田町、酒折、酒折町、城東)	1人
4	甲運地区(川田町、和戸町、横根町、桜井町)	2人
5	玉膳地区(蓬沢町、蓬沢一丁目、西高橋町、七沢町、上阿原町、向町、国玉町、黒吉、黒吉町)	2人
6	山城地区(小瀬町、落合町、上今井町、西油川町、下鍛冶屋町、中小河原一丁目、中小河原町、増坪町、下小河原町、上町、下今井町、小曲町、中町、東下条町、住吉本町) 貫川地区(上石田、貫川本町、貫川、宮竹、徳行、下河原町) 旧市地区(北口、武田、官前町、天神町、美咲、朝日、宝、丸の内、中央、寿町、相生、若松町、青葉町、太田町、青沼、湯田、幸町、伊勢、南口町、朝気、飯田、住吉、元紺屋町、愛宕町)	4人
7	大黒地区(大黒町、官原町、堀之内町、高室町、西下条町、大津町) 国母地区(高畑、国母、下石田二丁目、上小河原町、上条新居町、古上条町、後屋町)	1人
8	中道北地区(上曾根町、下曾根町、白井町)	3人
9	中道南地区(右左口町、心経寺町、中畑町、上向山町、下向山町) 上九一色地区(梯町、古関町)	4人

甲府市農地利用最適化推進委員推薦書(個人推薦書)

1 被推薦者(推薦を受ける者)

ふりがな			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生(年齢 歳)		
氏名			性別	男・女	職業	
住所	〒					
電話番号	自宅:			携帯電話:		
経歴・職歴	期 間			経歴・職歴等		
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	農業経営の状況	形態	専業・兼業・非農家			営農年数
営農類型 (該当するものに し点を記入)		<input type="checkbox"/> 水稻	<input type="checkbox"/> 露地野菜	<input type="checkbox"/> 施設野菜	<input type="checkbox"/> 果樹	
		<input type="checkbox"/> 花卉	<input type="checkbox"/> 酪農	<input type="checkbox"/> その他()		
経営耕地面積		アール(うち市内の経営耕地面積				アール)
	主要な作物					
推薦する 担当区域	担当区域番号 <input type="text"/>					
資格・ 役員等で 経験の あるもの	<input type="checkbox"/> 認定農業者 (<input type="checkbox"/> 個人・ <input type="checkbox"/> 法人[法人名]) <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 農業普及指導員 <input type="checkbox"/> 指導農業士 <input type="checkbox"/> 青年農業士 <input type="checkbox"/> 農業委員 <input type="checkbox"/> 農地銀行推進員 <input type="checkbox"/> 集落営農組織の役員 <input type="checkbox"/> その他 ()					

推薦に応じた理由 及び 抱負等	
-----------------------	--

2 推薦者(推薦する者)

甲府市農業委員会会長 様

私は、前記1の者を甲府市農地利用最適化推進委員として推薦します。

平成 年 月 日

※推薦者(3名以上)

ふりがな		職業		性別	男・女	歳
氏名	印	住所				
電話番号	自宅:		携帯電話:			
ふりがな		職業		性別	男・女	歳
氏名	印	住所				
電話番号	自宅:		携帯電話:			
ふりがな		職業		性別	男・女	歳
氏名	印	住所				
電話番号	自宅:		携帯電話:			
ふりがな		職業		性別	男・女	歳
氏名	印	住所				
電話番号	自宅:		携帯電話:			

<p>前記1の者について 推薦する理由</p>	
<p>前記1の者について、甲府市農業委員に推薦するか否かの別</p>	<p>推薦する ・ 推薦しない</p>

3 被推薦者(推薦を受ける者)の同意

<p>甲府市農業委員会会長 様</p> <p>私は、募集案内の内容を確認のうえ、甲府市農地利用最適化推進委員の推薦を受けることに同意します。また、甲府市農業委員会が本推薦書に記入された内容並びに資格の有無について確認を行うため、必要に応じて関係機関が所有する私の個人情報について照会することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>

添付書類:被推薦者の住民票(発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの)

甲府市農地利用最適化推進委員推薦書(団体推薦書)

1 被推薦者(推薦を受ける者)

ふりがな			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生(年齢 歳)		
氏名			性別	男・女	職業	
住所	〒					
電話番号	自宅:			携帯電話:		
経歴・職歴	期 間			経歴・職歴等		
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
農業経営の状況	形態	専業・兼業・非農家			営農年数	年
	営農類型 (該当するものに レ点を記入)	<input type="checkbox"/> 水稲	<input type="checkbox"/> 露地野菜	<input type="checkbox"/> 施設野菜	<input type="checkbox"/> 果樹	
		<input type="checkbox"/> 花卉	<input type="checkbox"/> 酪農	<input type="checkbox"/> その他()		
	経営耕地面積	アール(うち市内の経営耕地面積				アール)
	主要な作物					
推薦する 担当区域	担当区域番号 <input type="text"/>					
資格・ 役員等で 経験の あるもの	<input type="checkbox"/> 認定農業者 (<input type="checkbox"/> 個人・ <input type="checkbox"/> 法人[法人名]) <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 農業普及指導員 <input type="checkbox"/> 指導農業士 <input type="checkbox"/> 青年農業士 <input type="checkbox"/> 農業委員 <input type="checkbox"/> 農地銀行推進員 <input type="checkbox"/> 集落営農組織の役員 <input type="checkbox"/> その他 ()					

推薦に応じた理由 及び 抱負等	
-----------------------	--

2 推薦者(推薦する者)

ふりがな	
組織の名称	
ふりがな	
代表者 または 管理人	
所在地	〒
電話番号	
活動の 主たる 目的	
構成員の人数	
構成員の資格	

<p>前記1の者について 推薦する理由</p>		
<p>前記1の者について、甲府市農業委員に推薦する か否かの別</p>	<p>推薦する ・ 推薦しない</p>	
<p>甲府市農業委員会会長 様</p> <p>前記1の者を甲府市農地利用最適化推進委員として推薦します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">組織の名称</p> <p style="text-align: right;">代表者氏名 印</p>		

3 被推薦者(推薦を受ける者)の同意

<p>甲府市農業委員会会長 様</p> <p>私は、募集案内の内容を確認のうえ、甲府市農地利用最適化推進委員の推薦を受けることに同意します。また、甲府市農業委員会が本推薦書に記入された内容並びに資格の有無について確認を行うため、必要に応じて関係機関が所有する私の個人情報について照会することに同意します。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p>

添付書類:被推薦者の住民票(発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの)

甲府市農地利用最適化推進委員応募書

ふりがな			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生(年齢 歳)		
氏名			性別	男・女	職業	
住所	〒					
電話番号	自宅:			携帯電話:		
経歴・職歴	期 間			経歴・職歴等		
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
	年 月 日	～	年 月 日			
農業経営の状況	形態	専業・兼業・非農家			営農年数	年
	営農類型 (該当するものに レ点を記入)	<input type="checkbox"/> 水稻 <input type="checkbox"/> 露地野菜 <input type="checkbox"/> 施設野菜 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 花卉 <input type="checkbox"/> 酪農 <input type="checkbox"/> その他()				
	経営耕地面積	アール(うち市内の経営耕地面積				アール)
	主要な作物					
応募する 担当区域	担当区域番号 <input style="width: 40px; height: 20px;" type="text"/>					
資格・ 役員等 で 経験の あるもの	<input type="checkbox"/> 認定農業者 (<input type="checkbox"/> 個人・ <input type="checkbox"/> 法人[法人名]) <input type="checkbox"/> 認定新規就農者 <input type="checkbox"/> 農業普及指導員 <input type="checkbox"/> 指導農業士 <input type="checkbox"/> 青年農業士 <input type="checkbox"/> 農業委員 <input type="checkbox"/> 農地銀行推進員 <input type="checkbox"/> 集落営農組織の役員 <input type="checkbox"/> その他 ()					

<p>応募理由 及び 抱負等</p>		
<p>甲府市農業委員に応募するか否かの別</p>	<p>応募する ・ 応募しない</p>	
<p>甲府市農業委員会会長 様</p> <p>私は、募集案内の内容を確認のうえ、上記のとおり甲府市農地利用最適化推進委員に応募します。また、甲府市農業委員会が本応募書に記入された内容及び資格の有無について確認を行うため、必要に応じて関係機関が所有する私の個人情報について照会することに同意します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏名 印</p>		

添付書類：住民票（発行後3か月以内のもので、本籍及び筆頭者が記載されているもの）

甲府市農業委員会規程第2号

甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程を次のように定める。

平成29年3月31日

甲府市農業委員会

会長 西名武洋

甲府市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会規程

(設置)

第1条 甲府市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の候補者を選考するため、農地利用最適化推進委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 選考委員会は、甲府市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の求めに応じ、推進委員候補者の選考を行い、農業委員会に報告するものとする。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員6人以内で組織する。

2 選考委員会の委員は、農業委員会の会長及び会長以外の農業委員会の委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。

(任期等)

第4条 選考委員の任期は、農業委員会の委員の任期とする。

(委員長)

第5条 選考委員会に委員長を置き、農業委員会の会長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会の会務を総理し、選考委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 選考委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 選考委員会の会議は非公開とする。

(秘密保持)

第7条 選考委員は、選考委員会で知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、平成29年3月28日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成29年3月24日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について
- 3 平成29年4月告示分農用地利用集積計画について
- 4 平成29年4月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画について
- 5 平成29年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 6 平成29年度甲府市農業委員会年間事業計画について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第1号

甲府市上下水道局物品供給入札者指名選考委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道局物品供給入札者指名選考委員会規程の一部を改正する規程
甲府市上下水道局物品供給入札者指名選考委員会規程（平成19年4月管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「甲府市水道事業契約規程」を「甲府市上下水道局契約規程」に改める。

第5条第1項中「業務総室長」を「工務部長」に改め、同条第2項中「会議を招集し、その議長となる」を「会議を招集する」に改める。

第8条の見出しを「（庶務）」に改め、同条第1項中「に幹事を置き」を「の庶務は」に、「管財契約係長をもって充てる」を「管財契約係において処理する」に改め、同条第2項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

委員					
業務部長	工務部長	業務総室長	工務総室長	総務課長	経営企画課長

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第2号

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局企業職員初任給、昇給等の基準に関する規程（平成18年3月管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（降号の場合の号給）

第10条の2 甲府市職員の分限に関する条例（昭和38年4月条例第12号）第4条の規定により職員を降号させる場合におけるその者の号給は、管理者が定める号給とする。

第11条の次に次の1条を加える。

（昇給日の前日までの間において併せて考慮する事由）

第11条の2 給与規程第3条第4項の管理者が定める事由は、懲戒処分を受けることが相当とされる行為をしたこととする。

第13条第1項中「A」を「S」に、「B」を「A」に、「C」を「B」に、「D」を「C」に、「E」を「D」に改め、同条第2項中「昇給区分に」を「昇給区分を考慮し」に、「D」を「C」に、「E」を「D」に改め、同条第3項中「A及びB」を「S及びA」に改め、同条第4項及び第9項中「A又はB」を「S又はA」に改める。

別表第5昇給号給数表中「A」を「S」に、「B」を「A」に、「C」を「B」に、「D」を「C」に、「E」を「D」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第3号

甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程の一部を改正する規程
甲府市上下水道局職務分類基準に関する規程（昭和58年3月管理規程第5号）
の一部を次のように改正する。

別表級別基準職務表6級の項を次のように改める。

6級	1 課長及び担当課長の職務 2 主幹の職務
----	--------------------------

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第4号

甲府市上下水道局職員職名規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道局職員職名規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局職員職名規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局職員職名規程(昭和30年12月管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

職名	補職名
事務職員 技術職員	部長、室長、課長、主幹、課長補佐、係長、主任、 主事、技師

(甲府市上下水道局事案決定規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局事案決定規程(昭和48年8月管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第8条の表を次のように改める。

管理者が決定する事案	主管に係る部長、室長及び課長
部長が決定する事案	主管に係る室長、課長及び係長
室長が決定する事案	主管に係る課長及び係長
課長が決定する事案	主管に係る係長

第8条第2項中「、課長又は参事」を「又は課長」に、「、参事又は係長」を「又は係長」に改める。

別表第2 業務部、業務総室、総務課の表中

「

2 人事研修に関する事項				
(1) 職員の採用試験の実施、臨時職員及び嘱託職員の雇用及び解雇に関すること。	○			

」を

「

2 人事研修に関する事項				
(1) 臨時職員及び非常勤嘱託職員に係る雇用及び解雇に関すること。			○	

」に

改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第5号

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程（平成17年3月管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の2を削る。

別表工務部、工務総室、計画課の項第8号中「共用開始」を「供用開始」に改め、同表工務部、水道管理室、水道課の項第8号中「有効率」を「有収率」に、「水道分解」を「水道分会」に改め、同表工務部、下水道管理室、下水道課の項第5号中「有効率」を「有収率」に、「下水道分解」を「下水道分会」に改め、同表工務部、みず管理室の項を削る。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 6 号

甲府市水道事業及び下水道事業の用に供する資産の管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 30 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市水道事業及び下水道事業の用に供する資産の管理規程の一部を改正する規程

甲府市水道事業及び下水道事業の用に供する資産の管理規程（平成 8 年 6 月管理規程第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「（経営会議への付議）」に改め、同条第 1 項中「（以下「会議」という。）」を削り、「付し、管理者に報告し」を「付さ」に改め、同条第 2 項を削る。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第7号

甲府市上下水道局労働安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月30日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道局労働安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局労働安全衛生委員会規程（昭和37年8月管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「9名」を「10名」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 産業医のうちから管理者が指名した者1名

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第 8 号

甲府市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 29 年 3 月 30 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

甲府市上下水道局職員被服貸与規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局職員被服貸与規程（昭和 29 年 3 月管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「職員」の次に「（以下「職員」という。）」を加え、「貸与する被服」を「貸与する被服等（以下「被服」という。）」に、「減らし」を「増減し、又は」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

2 貸与期間の定めのない被服において、当該被服が使用に堪えなくなったときは、別に定める申請書を総務課長に提出し、必要と認めた場合は貸与する。

第 3 条中「貸与品の使用期間」を「貸与期間の定めのある被服の貸与期間」に、「当該被服使用者」を「職員」に改める。

第 4 条の見出しを「（被服の付与及び返納）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

貸与期間の満了した被服は、職員に付与するものとする。

第 4 条第 2 項中「使用期間の終らない貸与品で退職、休職、転職、死亡の際」を「職員は、退職等により被服の貸与を必要としなくなったとき」に改め、同条第 3 項中「貸与品」を「被服」に改める。

第 5 条中「貸与品」を「被服」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（補則）

第 6 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

職名	種類	数量	貸与期間	摘要
事務職員	夏作業服（上下）	1	3年	
	冬作業服（上下）	1	4年	
	事務服（上下）	1	3年	女子職員
	安全靴	1		
	長靴	1		
	帽子	1		
	防寒服（上）	1		
技術職員	夏作業服（上下）	2	2年	
	冬作業服（上下）	1	3年	下2
	白衣	1	2年	水質検査に従事する職員
	安全靴	1		
	長靴	1		
	帽子	1		
	防寒服（上）	1		

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局告示第14号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条の規定に定める甲府市下水道工事指定店として指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月管理規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年3月23日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 堀内 正仁

指定年月日	平成29年3月23日
指定番号	第301号
指定店名	株式会社 トーレイ
所在地	甲府市中町5-1
代表者氏名	矢崎 忠芳

甲府市災害対策本部

甲府市災害対策本部規程第1号

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

甲府市災害対策本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市災害対策本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市災害対策本部活動規程（昭和39年8月災害対策本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、防災班長、危機管理室担当課長班長」を「、防災企画班長、防災指導班長、危機管理担当課長班長」に改める。

別表第1危機管理部、危機管理室の項を次のように改める。

危機管理室 （危機管理 室長）	防災企画班 （防災企画課長）	1 災害対策本部の設置、運営及び庶務 に関する事 2 本部員会議に関する事 3 災害情報の収集及び伝達に関する 事 4 防災行政無線の運用統制に関する 事 5 災害状況及び救助活動の記録統計に 関する事 6 警戒区域の設定に関する事 7 災害時の相互援助協定に関する 事 8 地域連絡所との連絡調整に関する 事
	防災指導班 （防災指導課長）	9 自衛隊その他関係機関への派遣及び 応援要請に関する事 10 県、指定地方行政機関及び指定地 方公共機関その他関係機関との連絡に 関する事 11 災害救助法の適用要請及び県との 連絡に関する事 12 災害救助費の経理に関する事

		1 3 被災者名簿に関すること。 1 4 避難行動要支援者名簿に関すること。
	危機管理班 (危機管理課長)	1 本部員への連絡招集に関すること。 2 職員の非常招集及び解散の決定に関すること。
	危機管理担当課長班 (危機管理担当課長)	3 自衛隊その他関係機関への派遣及び応援判断に関すること。 4 連絡室長会議に関すること。 5 防災企画班への応援に関すること。

別表第1 企画部の項を削る。

別表第1 総務部、契約管財室の項を次のように改める。

契約管財室 (契約管財室長)	契約班 (契約課長)	災害応急対策に要する資機材、生活必需品、医薬品及び燃料等の調達に関すること。
	指導検査班 (指導検査課長)	部内各班への応援に関すること。
	指導検査担当課長班 (指導検査担当課長)	
	財産活用班 (財産活用課長)	
	管財班 (管財課長)	1 資機材等の緊急輸送に関すること。 2 庁用自動車の配車及び民間自動車の借り上げに関すること。 3 庁内自衛消防隊の活動に関すること。 4 庁舎設備の管理・復旧に関すること。 5 市有財産の管理に関すること。

別表第1 総務部、市長室、担当課長班の項を、次のように改める。

市民の声担当課長班 (市民の声担当課長)	秘書班への応援に関すること。
国際交流都市担当課長班 (国際交流都市担当課長)	

別表第1 総務部の項の次に次のように加える。

企画部	企画総室	総務班	1 部内の活動の調整及び連絡に関
-----	------	-----	------------------

(企画部長) リニア交通政策監は、部長を補佐する。	(企画総室長)	(総務課長)	すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 各部との連絡に関すること。
		企画班 (企画課長)	部内各班への応援に関すること。
		地域振興班 (地域振興課長)	
	企画財政室 (企画財政室長)	行政改革班 (行政改革課長)	部内各班への応援に関すること。
		財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関すること。 2 その他災害の経理に関すること。
	リニア交通室 (リニア交通室長)	リニア政策班 (リニア政策課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 交通関係機関との連絡調整に関すること。
		交通政策班 (交通政策課長)	
	記念事業室 (記念事業室長)	開府500年企画班 (開府500年企画課長)	部内各班への応援に関すること。
開府500年事業班 (開府500年事業課長)			

別表第1福祉保健部、福祉保健総室の項を次のように改める。

福祉保健総室 (福祉保健総室)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関すること。 4 社会福祉関係施設の被害調査及び応急対策に関すること。 5 社会事業団体及び奉仕団等の連絡に関すること。 6 救助物資及び義援金等の受付及び保
--------------------	---------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		管に関すること。 7 救助物資及び義援金等の配分計画に関すること。
	保健所設置班 (保健所設置課長)	部内各班への応援に関すること。
	健康衛生班 (健康衛生課長)	1 感染症予防指導に関すること。 2 感染症の発生時等の消毒作業に関すること。 3 傷病者の収容及び応急手当に関すること。 4 医療救護運営連絡会議の運営に関すること。 5 災害による遺体の処理に関すること。 6 公私医療機関との連絡に関すること。 7 地域保健活動チームの活動調整に関すること。 8 避難行動要支援者等の対応に関すること。
	生活福祉班 (生活福祉課長)	部内各班への応援に関すること。

別表第1福祉保健部、長寿支援室の項を次のように改める。

長寿支援室 (長寿支援室長)	高齢者福祉班 (高齢者福祉課長)	1 避難行動要支援者等の対応に関すること。 2 福祉避難所の開設に関すること。
	地域包括班 (地域包括課長)	部内各班への応援に関すること。
	介護保険班 (介護保険課長)	1 避難行動要支援者等の対応に関すること。 2 福祉避難所の開設に関すること。
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	

別表第1環境部、廃棄物対策室の項を次のように改める。

廃棄物対策室 (廃棄物対策室長)	減量班 (減量課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導、相談に関すること。 3 指定管理者制度導入施設における施設利用者等の安全確保に関すること。
	収集班 (収集課長)	1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集及び運搬に関する

		<p>こと。</p> <p>2 ごみ・がれき等の臨時集積所の設置と管理に関すること。</p> <p>3 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集及び運搬に関すること。</p> <p>4 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関すること。</p> <p>5 支援業者への収集運搬委託事務に関すること。</p>
	<p>処理班 (処理課長)</p>	<p>1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の処理に関すること。</p> <p>2 ごみ・がれき等の仮置場の設置と管理に関すること。</p> <p>3 がれきの分別、処理に関すること。</p> <p>4 避難所及び一般家庭から排出される、し尿等の処理に関すること。</p> <p>5 処理施設の点検、被災施設の復旧に関すること。</p> <p>6 支援業者への処理委託業務に関すること。</p>

別表第1 産業部、農林振興室、農政班の項を次のように改める。

<p>農政班 (農政課長)</p>	<p>1 農作物、農耕地の被害状況調査及び応急対策に関すること。</p> <p>2 家畜の応急対策、応急救護及び防疫に関すること。</p> <p>3 農業団体等との連絡調整に関すること。</p> <p>4 農業用施設等の被災証明書の交付に関すること。</p>
<p>担当課長班 (農地再生担当課長)</p>	<p>5 農道、農業用施設等の被害状況調査及び復旧工事に関すること。</p> <p>6 農業集落排水施設の被害状況調査及び復旧工事に関すること。</p>

別表第1 建設部、建設総室の項に次のように加える。

<p>空き家対策班 (空き家対策課長)</p>	<p>部内各班への応援に関すること。</p>
-----------------------------	------------------------

別表第1 病院部、病院事務総室、総務班及び医事班の項を次のように改める。

<p>総務班 (総務課長)</p>	<p>1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。</p>
-----------------------	-------------------------------

経営企画班 (経営企画班長)	2 部内の庶務に関する事。 3 部の管理に属する施設等への応急対策の指示及び被災状況のとりまとめに関する事。 4 職員の動員に関する事。
医事班 (医事課長)	

別表第1 病院部、病院事務総室、医療安全管理班及び医療総合研修センター班の項を次のように改める。

医療総合研修センター班 (医療総合研修センター長)	診療班への応援に関する事。
医療安全管理班 (医療安全管理部長)	
経営改善対策班 (経営改善対策部長)	

別表第1 上下水道部、業務総室、工事検査班の項を削る。

別表第1 教育部、教育総室、学校教育班の項を次のように改める。

学校教育班 (学校教育課長)	1 災害発生時における児童、生徒の避難及び応急教育指導に関する事。 ・登校、下校に関する事。 ・緊急避難に関する事。 ・臨時休業に関する事。 ・各学校の被災状況、被災児童生徒の実態調査に関する事。 ・授業再開までの諸調査に関する事。 2 教科書、教材文房具等の交付に関する事。 3 保健衛生に関する事。 4 学校給食に関する事。
-------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第1 教育部、教育総室、学事班、甲府商業高等学校事務局班、甲府商科専門学校事務局班及び教育施設班の項を次のように改める。

学事班 (学事課長)	学校教育班への応援に関する事。
教育施設班 (教育施設課長)	建設部建築営繕班の事務
甲府商業高等学校事務局班 (甲府商業高等学校)	学校教育班への応援に関する事。

事務長)	
甲府商科専門学校事務局長 (甲府商科専門学校事務長)	

別表第1 消防部の項を次のように改める。

総務班 (総務課長)	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。
警防班 (警防課長)	
救急救助班 (救急救助課長)	
消防班 (所轄署長)	
企画班 (企画課長)	
人事班 (人事課長)	
予防班 (予防課長)	
指令班 (指令課長)	

別表第2 (別紙その1) を次のように改める。

部等	室等	部長が指名する職員の課等
危機管理部	危機管理室	防災企画課・防災指導課
市民部	市民総室	総務課・中道支所・上九一色出張所
産業部	産業総室・農林振興室	総務課・農政課・林政課
建設部	建設総室・まち開発室・まち保全室	総務課・建築指導課・道路河川課
上下水道部	全室	
消防部		各署

別表第2 (別紙その2) 危機管理部、企画部及び総務部の項を次のように改める。

危機管理部 (総合戦略監を含む。)	危機管理室・都市戦略室	防災企画課・防災指導課・危機管理課 (危機管理担当課長を含む。) シティブロモーション課
総務部	総務総室・人事管理室・契約管財室	総務課・情報課・人事課・契約課・管財課
	市長室	全課
企画部 (リニア交通政策監を)	全室	全課

含む。)

別表第2(別紙その2)産業部の項中「農政課」の次に「(農地再生担当課長を含む。)」を加える。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

甲府市地震災害警戒本部

甲府市地震災害警戒本部規程第1号

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

甲府市地震災害警戒本部長

甲府市長 樋口 雄一

甲府市地震災害警戒本部活動規程の一部を改正する規程

甲府市地震災害警戒本部活動規程（昭和54年地震災害警戒本部規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「、防災班長、危機管理室担当課長班長」を「、防災企画班長、防災指導班長、危機管理担当課長班長」に改める。

別表第1危機管理部、危機管理室の項を次のように改める。

危機管理室 （危機管理 室長）	防災企画班 （防災企画課長）	1 警戒本部の設置、運営及び庶務に関する事 2 本部員会議に関する事 3 県警戒本部からの受信に関する事 4 地震情報の収集及び伝達に関する事 5 避難状況等の情報収集に関する事 6 防災信号発令に関する事 7 防災行政無線の運用統制に関する事 8 地域連絡所との連絡調整に関する事
	防災指導班 （防災指導課長）	9 自衛隊その他関係機関との連絡に関する事 10 避難状況等県知事への報告並びに県本部との連絡に関する事 11 避難行動要支援者名簿に関する事
	危機管理班 （危機管理課長）	1 本部員への連絡招集に関する事 2 職員の非常招集及び解散の決定に関

	危機管理担当課長班 (危機管理担当課長)	すること。 3 自衛隊その他関係機関への応援判断及び初動依頼に関すること。 4 連絡室長会議に関すること。 5 防災企画班への応援に関すること。
--	-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------

別表第1 企画部の項を削る。

別表第1 総務部、契約管財室の項を次のように改める。

契約管財室 (契約管財室長)	契約班 (契約課長)	発災に備えての資機材、生活必需品、医薬品及び燃料等の調達に関すること。 部内各班への応援に関すること。
	指導検査班 (指導検査課長)	
	指導検査担当課長班 (指導検査担当課長)	
	財産活用班 (財産活用課長)	
	管財班 (管財課長)	1 資機材等の緊急輸送に関すること。 2 庁用自動車の配車及び民間自動車の借上げに関すること。 3 庁内自衛消防隊による庁内人員の避難誘導等に関すること。 4 庁舎設備の管理に関すること。

別表第1 総務部、市長室、担当課長班の項を、次のように改める。

市民の声担当課長班 (市民の声担当課長)	秘書班への応援に関すること。
国際交流都市担当課長班 (国際交流都市担当課長)	

別表第1 総務部の項の次に次のように加える。

企画部 (企画部長) リニア交通政策監は、部長を補佐する。	企画総室 (企画総室長)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 部内の庶務に関すること。 3 各部との連絡に関すること。
		企画班 (企画課長)	部内各班への応援に関すること。
		地域振興班 (地域振興課長) 行政改革班 (行政改革課長)	

	財政班 (財政課長)	1 本部活動費の経理に関する こと。 2 発災に備えての備蓄類の予算 措置に関すること。
リニア交通 室 (リニア交 通室長)	リニア政策班 (リニア政策課 長)	1 部内各班への応援に関するこ と。 2 交通関係機関との連絡調整に 関すること。
	交通政策班 (交通政策課長)	
記念事業室 (記念事業 室長)	開府500年企 画班 (開府500年 企画課長)	部内各班への応援に関すること。
	開府500年事 業班 (開府500年 事業課長)	

別表第1福祉保健部、福祉保健総室の項を次のように改める。

福祉保健総 室 (福祉保健 総室)	総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関する こと。 2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への情報伝 達及び応急対策の指示に関すること。 4 社会福祉施設への情報伝達及び応急 計画の指導に関すること。
	保健所設置班 (保健所設置 課長)	部内各班への応援に関すること。
	健康衛生班 (健康衛生課 長)	1 公私医療機関との連絡に関すること。 2 応急医療体制の準備に関すること。 3 避難行動要支援者等の事前避難等に 関すること。
	生活福祉班 (生活福祉課 長)	部内各班への応援に関すること。

別表第1福祉保健部、長寿支援室の項を次のように改める。

長寿支援室 (長寿支援 室長)	高齢者福祉班 (高齢者福祉 課長)	1 避難行動要支援者等の事前避難等に 関すること。 2 福祉避難所の開設の準備に関するこ と。
	地域包括班 (地域包括課 長)	部内各班への応援に関すること。

	長)	
	介護保険班 (介護保険課長)	1 避難行動要支援者等の事前避難等に関すること。 2 福祉避難所の開設の準備に関すること。
	障がい福祉班 (障がい福祉課長)	

別表第1 環境部、廃棄物対策室の項を次のように改める。

廃棄物対策室 (廃棄物対策室長)	減量班 (減量課長)	1 部内各班への応援に関すること。 2 廃棄物の区分・処理方法についての住民への指導、相談に関すること。 3 指定管理者制度導入施設における施設利用者等の安全確保に関すること。
	収集班 (収集課長)	1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の収集及び運搬に関すること。 2 ごみ・がれき等の臨時集積所の設置と管理に関すること。 3 避難所の仮設トイレ及び一般家庭から排出されるし尿等の収集及び運搬に関すること。 4 防疫のための被災地域の消毒指導及び実施に関すること。 5 支援業者への収集運搬委託事務に関すること。
	処理班 (処理課長)	1 避難所及び一般家庭から排出される、ごみ・がれき等の処理に関すること。 2 ごみ・がれき等の仮置場の設置と管理に関すること。 3 がれきの分別、処理に関すること。 4 避難所及び一般家庭から排出される、し尿等の処理に関すること。 5 処理施設の点検、被災施設の復旧に関すること。 6 支援業者への処理委託業務に関すること。

別表第1 産業部、農林振興室、農政班の項を次のように改める。

農政班 (農政課長)	1 農業団体等の施設、設備への応急対策に関すること。 2 農業団体等との連絡調整に関すること。
---------------	----------------------------------------------------

農地再生担当課長班 (農地再生担当課長)	3 農道、農業用施設等の被害状況調査及び応急措置に関すること。 4 農業集落排水施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。
-------------------------	-------------------------------------------------------------------

別表第1建設部、建設総室の項に次のように加える。

空き家対策班 (空き家対策課長)	部内各班への応援に関すること。
---------------------	-----------------

別表第1病院部、病院事務総室、総務班及び医事班の項を次のように改める。

総務班 (総務課長)	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。
経営企画班 (経営企画班長)	2 部内の庶務に関すること。 3 部の管理に属する施設等への情報伝達及び応急対策の指示に関すること。
医事班 (医事課長)	4 職員の動員に関すること。

別表第1病院部、病院事務総室、医療安全管理班及び医療総合研修センター班の項を次のように改める。

医療総合研修センター班 (医療総合研修センター長)	診療班への応援に関すること。
医療安全管理班 (医療安全管理部長)	
経営改善対策班 (経営改善対策部長)	

別表第1上下水道部、業務総室、工事検査班の項を削る。

別表第1教育部、教育総室、学事班、甲府商業高等学校事務局班、甲府商科専門学校事務局班及び教育施設班の項を次のように改める。

学事班 (学事課長)	学校教育班への応援に関すること。
教育施設班 (教育施設課長)	建設部建築営繕班の事務
甲府商業高等学校事務局班 (甲府商業高等学校事務長)	学校教育班への応援に関すること。
甲府商科専門学校事務局班 (甲府商科専門学校)	

事務長)	
------	--

別表第1 消防部の項を次のように改める。

総務班 (総務課長)	甲府地区広域行政事務組合消防計画による。
警防班 (警防課長)	
救急救助班 (救急救助課長)	
消防班 (所轄署長)	
企画班 (企画課長)	
人事班 (人事課長)	
予防班 (予防課長)	
指令班 (指令課長)	

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

任免辞令

(市長事務部局)

福祉保健部 福祉保健総室 生活福祉課 係長 田中 尚也
退職を承認する
以 上 発 令 日 平成29年 3月10日

市長直轄組織 危機管理室 危機管理担当課長 平井 親一
退職を承認する
以 上 発 令 日 平成29年 3月15日

進藤 明
事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市長直轄組織危機管理室危機管理担当課長を命ずる
以 上 発 令 日 平成29年 3月16日

総務部	契約管財室指導検査担当課長		早川 俊彦
総務部	契約管財室指導検査課	課長	松田 敏彦
総務部	契約管財室管財課	統括主任	末木 良実
市民部	中道支所	課長	内藤 秀明
市民部	中道支所	課長補佐	長田 当正
市民部	中道支所	係長	小林 一秀
子ども未来部	子ども未来総室	室長	林本 亮一
子ども未来部	子ども未来総室	子ども支援課 課長補佐	柳沢 義昭
環境部	廃棄物対策室	処理課 統括主任	清水 孝
環境部	廃棄物対策室	処理課 統括主任	保坂 正樹
環境部	廃棄物対策室	処理課 技能主任	成島 寛
産業部	産業総室	雇用創生課 課長	宮川 洋
建設部		部長	七沢 福富
建設部	建設総室	住宅課 課長補佐	森澤 良直
建設部	まち開発室	都市整備課 課長補佐	丸茂 徹也
建設部	まち開発室	建築指導課 課長	岩間 隆秀
建設部	まち保全室	公園緑地課 課長補佐	内藤 秀高

建設部	まち保全室	公園緑地課	作業主任	遠藤 仁
建設部	まち保全室	建築営繕課	課長	田邊 俊彦
建設部	まち保全室	建築営繕課	課長補佐	窪田 方樹
会計室			室長	今村 泰志
市立甲府病院			副院長	石山 哲也
市立甲府病院	診療部		主査	深澤 慈
市立甲府病院	診療支援部		技師長	三上 美恵
市立甲府病院	看護部		副看護部長	遠藤 雄子
市立甲府病院	看護部		准看護師	米山 勝美
市立甲府病院	総合相談センター地域医療支援室		副看護師長	小池 茂

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

企画部			部長	宮川 通佳
-----	--	--	----	-------

甲府地区広域行政事務組合への派遣を解く

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

市立甲府病院			院長	小澤 克良
--------	--	--	----	-------

甲府市職員の定年等に関する条例第4条の規定による期限の到来により

平成29年 3月31日限り退職とする

甲府市代表監査委員				幡野 治通
-----------	--	--	--	-------

退職を承認する

市長直轄組織	都市戦略室	中核市推進課	課長	窪田 義人
子ども未来部	子ども未来総室	子ども支援課	主任	田邊 成美
子ども未来部	子ども未来総室	子ども保育課	主任	松田 真子
市立甲府病院	診療部		医長	久野 徹
市立甲府病院	診療部		医師	野崎 敬博
市立甲府病院	診療部		医師	峰 俊輔
市立甲府病院	診療部		主任	渡辺 慶子
市立甲府病院	診療支援部		主査	勝俣 牧子
市立甲府病院	診療支援部		技師	寺澤 沙織
市立甲府病院	放射線部		放射線部長	野方 容子
市立甲府病院	薬剤部		技師	西澤 つらら
市立甲府病院	看護部		主任	有賀 美香

市立甲府病院	看護部	技師	伊藤 央子
市立甲府病院	看護部	主任	日向 愛子
市立甲府病院 (各通)	看護部	技師	佐藤 愛梨

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成 29 年 3 月 31 日

(教育委員会)

教育部		部長	数野 雅彦
教育部	教育総室	甲府商業高等学校事務局	課長 功力 晴彦
教育部	生涯学習室	生涯学習文化課	課長補佐 高野 宏
教育部 (各通)	生涯学習室	図書館	係長 神津 明美

甲府市職員の定年等に関する条例第 2 条の規定により定年退職とする

教育部	教育総室	学校教育課	課長補佐 渡邊 豪
教育部	教育総室	学校教育課	課長補佐 竜澤 規之
教育部 (各通)	教育総室	甲府商科専門学校	教官 秋田 辰巳

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成 29 年 3 月 31 日

(監査委員事務局)

監査委員事務局	室長	戸澤 慎一
---------	----	-------

甲府市職員の定年等に関する条例第 2 条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成 29 年 3 月 31 日

(上下水道局)

業務部	営業管理室	室長	築 野 泰 夫
工務部		部長	福 島 勇 人
工務部	工務総室	計画課	主幹 河 澄 英 雄
工務部	工務総室	計画課	課長補佐 牧 野 裕 彦
工務部	水道管理室	室長	仲 沢 章
工務部	水道管理室	水道課	主幹 三 井 芳 仁
工務部	下水道管理室	下水道課	主幹 臼 井 修
工務部	下水道管理室	浄化センター	係長 穂 坂 久 志

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

業務部 業務総室 総務課 主任 芦澤晴美
退職を承認する

以上 発令日 平成29年3月31日